

伊勢市公報

第484号
令和8年1月5日
月曜日

目次

	頁
条 例	
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例	13
○ 伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例	30
○ 伊勢市二見健康管理増進センター条例を廃止する条例	32
○ 伊勢市離宮の湯条例	34
○ 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市火入れに関する条例の一部を改正する条例	41
○ 賓日館条例	43
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	50
○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例	55
規 則	
○ 伊勢市火入れに関する条例施行規則	74
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則	78
○ 伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則を廃止する規則	95
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	97
○ 伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則	100
○ 伊勢市火災警報等発令規則	104
○ 消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則	107
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	109
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則	114
○ 伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	126
○ 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則	140
○ 伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則	172
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則等の一部を改正する規則	190
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則	319
訓 令	
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	321
○ 伊勢市営墓地管理人服務規程の一部を改正する訓令	323

消防本部訓令

○ 伊勢市警防規程の一部を改正する訓令	325
議会訓令	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	327
上下水道事業管理規程	
○ 伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程	329
○ 伊勢市上下水道部庁舎管理規程	338
病院事業管理規程	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	342
告 示	
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について	360
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定並びに指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の取消しについて	362
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	366
○ 指定避難所の指定の取消しについて	369
○ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の告示事項の変更について	371
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	372
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長について	374
・ 伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者について	375
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	376
○ 公金の徴収又は収納に関する事務の委託について	377
公 告	
○ パブリックコメントの実施について	379
○ パブリックコメントの実施について	382
○ パブリックコメントの実施について	385
○ パブリックコメントの実施について	388
○ パブリックコメントの実施について	391
○ 公示送達	394
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の令和 8 年度賦課対象区域について	395

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第 49 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 教育委員会の部伊勢市教育振興基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市立小 中学校適正 規模化・適 正配置基本 計画策定委 員会	伊勢市立小中学 校適正規模化・ 適正配置基本計 画の見直しに関 する事項につい ての調査審議に 関すること。	10 人以 内	(1) 学識経 験を有する 者 (2) 学校教 育関係者 (3) 市内の 保育所、幼 稚園、認定 こども園、 小学校又は 中学校に在 籍する幼 児、児童又 は生徒の保 護者 (4) 公共的 団体等の代 表者 (5) その他 教育委員会	委嘱さ れ、又 は任命 された 日から 調査審 議が終 了した 日まで
---	--	------------	--	---

			が必要と認 める者	
--	--	--	--------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第50号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立王中島公民館の項、伊勢市立上長屋公民館の項及び伊勢市立中長屋公民館の項を削る。

別表第3の1の表及び2の表中	「	
		伊勢市立王中島公民館
		伊勢市立新開公民館
		伊勢市立上長屋公民館
		伊勢市立中長屋公民館
	」	
	を	

「	
伊勢市立新開公民館	に改める。
」	

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第51号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表柏町民会館の項及び植山町民会館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第52号

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第10条の見出し及び同条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条の見出し中「防止」を「禁止」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第16条第6号を次のように改める。

（6） 利用定員

第16条第7号中「並びに」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第22条の次に次の1条を加える。

（設備及び職員の基準の特例）

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は、適用しない。

第26条後段を削る。

第27条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第53号

伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条―第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、

常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

(面談)

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等と

の密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用
 - (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対

し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとし

てはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する

事業に協力するよう努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特

定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(3) 第18条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 54 号

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例の一部を改正する条例

伊勢市障がい者基幹相談支援センター条例（令和 4 年伊勢市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条から第 7 条までを削る。

第 8 条第 2 号中「第 3 条各号」を「前条各号」に改め、同条を第 4 条とし、第 9 条から第 11 条までを 4 条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市二見健康管理増進センター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 55 号

伊勢市二見健康管理増進センター条例を廃止する条例

伊勢市二見健康管理増進センター条例（平成 18 年伊勢市条例第 28 号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

伊勢市離宮の湯条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第56号

伊勢市離宮の湯条例

伊勢市離宮の湯条例（平成18年伊勢市条例第57号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康増進及び公衆衛生の向上を図るため、伊勢市離宮の湯（以下「浴場」という。）を設置する。

（位置）

第2条 浴場は、伊勢市小俣町元町536番地に置く。

（使用の許可）

第3条 浴場を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について、浴場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（使用の不許可等）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、使用許可をせず、若しくは浴場の使用を拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第4条に規定する者
- (2) 公衆浴場法第5条第1項の規定に違反した者
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反した者
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (5) 浴場の施設、設備、備付けの器具等（第9条第4号及び第10条において「施設等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (6) 次条第1項の規定により使用許可を取り消された者

- (7) 係員の指示に従わない者
- (8) その他浴場の管理上支障があると認める者
(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、浴場の使用を制限し、若しくはその停止を命じ、又は使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更することができる。

- (1) 使用許可を受けた者（以下この条及び次条第1項において「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 使用者が係員の指示に従わないとき。
- (3) その他浴場の管理上又は公益上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による浴場の使用の制限若しくは停止又は使用許可の取消し若しくは条件の変更により、使用者に損害が生じても、市は、その責めを負わない。

(入浴料)

第6条 使用者は、別表に定める入浴料を納付しなければならない。

2 入浴料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(入浴料の減免)

第7条 市長は、公益上特別の事由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、入浴料を減額し、又は免除することができる。

(入浴料の不還付)

第8条 既納の入浴料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第9条 浴場を利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 公衆浴場法第5条第1項に規定する行為
- (2) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為
- (3) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込むこと。
- (4) 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙若しくは火気の使用をすること。
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。
- (7) 許可なく物品の販売、宣伝、署名、寄附募集その他これらに類する行為をすること。
- (8) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (9) その他浴場の管理上支障があると認められる行為
(損害賠償)

第10条 浴場を利用する者は、施設等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までに

この条例による改正前の伊勢市離宮の湯条例（次項において「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日の前日までに旧条例の規定に基づいて交付された回数券（当該回数券の有効期間が満了していない未使用のものに限る。）は、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例の規定により交付された別表に規定する回数券とみなす。

別表（第6条関係）

区分	1人1回分	回数券（10回分）
大人（12歳以上の者）	470円	4,400円
中人（6歳以上12歳未満の者）	150円	1,400円
小人（6歳未満の者）	70円	650円

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第57号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西コミュニティセンターの項及び今一色コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表中「、西コミュニティセンター、光の街コミュニティセンター及び今一色コミュニティセンター」を「及び光の街コミュニティセンター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年2月1日から施行する。

伊勢市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第58号

伊勢市火入れに関する条例の一部を改正する条例

伊勢市火入れに関する条例（平成17年伊勢市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「火入許可申請書（様式第1号）2通」を「申請書」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「火入許可申請書」を「前項の申請書」に改める。

第4条第1項中「火入許可証（様式第2号）」を「許可証（以下「火入許可証」という。）」に改める。

第14条第1項中「、異常乾燥注意報又は」を「若しくは乾燥注意報が発表され、又は林野火災に関する注意報若しくは」に改め、同条第2項中「前項の注意報、警報が発令されたとき」を「強風注意報若しくは乾燥注意報が発表され、若しくは林野火災に関する注意報若しくは火災警報が発令された場合」に、「その旨市長に連絡するものとする」を「その旨を市長に連絡しなければならない」に改める。

第15条中「管轄地の消防署長」を「消防長」に改める。

第16条の見出し中「消防署長」を「消防長」に改め、同条第1項中「管轄地の消防署長」を「消防長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

賓日館条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第59号

賓日館条例

賓日館条例（平成18年伊勢市条例第30号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 重要文化財旧賓日館を保存し、及び活用することにより、地域の振興を図るとともに、市民の文化の向上に資するため、賓日館を設置する。

（位置）

第2条 賓日館は、伊勢市二見町茶屋566番地2に置く。

（使用の許可）

第3条 別表第1に定める賓日館の施設（第11条から第13条までにおいて「大広間等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可（以下「使用許可」という。）について、賓日館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（入館等の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可若しくは第12条第1項の許可に付した条件に違反した者
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認める者
- (3) 賓日館の展示物、施設、設備、備付けの器具等（次項第2号、第10条第3号及び第14条において「展示物等」という。）を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認める者
- (4) 次条第1項の規定により使用許可を取り消された者

- (5) 係員の指示に従わない者
- (6) その他賓日館の管理上支障があると認める者

2 市長は、前条第1項の規定による使用許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可をしないことができる。

- (1) 当該申請の内容が、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 当該申請の内容が、展示物等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 長期間にわたる継続使用により、他の使用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- (4) 当該申請の内容が、営利を目的とする物品の販売又は宣伝を行うものであると認められるとき。
- (5) その他賓日館の管理上支障があると認められるものであるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、賓日館の利用を制限し、若しくはその停止を命じ、又は使用許可を取り消し、若しくはその条件を変更することができる。

- (1) 入館者又は使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用許可に付した条件に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 入館者又は使用者が係員の指示に従わないとき。
- (4) 天災その他の事由により利用ができなくなったとき。
- (5) その他賓日館の管理上又は公益上特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定による賓日館の利用の制限若しくは停止又は使用許可の取消し若しくは条件の変更により、入館者又は使用者に損害が生じても、

市は、その責めを負わない。

(入館料)

第6条 賓日館を観覧するため入館しようとする者は、別表第2に定める入館料を納付しなければならない。

2 入館料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

2 前条第2項の規定は、使用料の納付について準用する。

(入館料等の減免)

第8条 市長は、公益上特別の事由があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

(入館料等の不還付)

第9条 既納の入館料及び使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第10条 賓日館を利用する者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他人に危害を加え、若しくは迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがある行為
- (2) 危険物、不潔な物品又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を持ち込むこと。
- (3) 展示物等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれがある行為
- (4) 火気を使用すること（次号に掲げるものを除く。）。)

- (5) 所定の場所以外の場所で飲食し、又は喫煙をすること。
- (6) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。
- (7) 営利を目的とする物品の販売又は宣伝をすること。
- (8) 許可なく物品の販売、宣伝、署名、寄附募集その他これらに類する行為をすること（前号に掲げるものを除く。）。
- (9) 許可なく業として行う写真の撮影、録画その他これらに類する行為をすること。
- (10) 所定の場所以外の場所に立ち入ること。
- (11) その他賓日館の管理上支障があると認められる行為
（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、使用許可を受けた目的以外に大広間等を使用し、又は大広間等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（特別の設備等の制限）

第12条 使用者は、大広間等の使用のために特別の設備若しくは装飾をし、又はその備付けの器具以外の器具を持ち込み利用しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請して、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 第3条第2項の規定は前項の許可の条件の付加について、第4条第2項の規定は前項の許可の拒否について、第5条の規定は前項の許可の取消し及び条件の変更について準用する。

（原状回復義務）

第13条 使用者は、大広間等の使用を終了したとき、又は第5条第1項の規定により大広間等の使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに大広間等及びその設備を原状に回復しなければならない

い。

(損害賠償)

第14条 賓日館を利用する者は、故意又は過失により、展示物等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、賓日館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までにこの条例による改正前の賓日館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(特別の休館)

3 賓日館は、施行日から起算して7年を超えない範囲内において規則で定める日までの間、休館とする。

別表第1（第3条、第7条関係）

使用者	施設名	室数	室使用料 (1日につき)	照明設備使用料 (1時間につき)
伊勢市民	大広間	1	15,710円	470円
	中広間	2	7,850円	310円
	旧客室等	6	2,350円	150円

伊勢市民 でない者	大広間	1	20,950円	470円
	中広間	2	10,470円	310円
	旧客室等	6	3,140円	150円

備考 使用時間が4時間未満の場合の室使用料の額は、この表に定めるそれぞれの室使用料の額に100分の50を乗じて得た額とする。

別表第2（第6条関係）

区分		単位	金額
個人	大人	1 人 1 回	310円
	小学生、中学生 及び高校生		150円
団体（20人以上）			前 2 項に掲げる個人の入館料の額に100分の80を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第60号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）に改める。第29条の9）」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の

距離を保つこと。

- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の3第1項中「第44条第11号」を「第44条第1項第11号」に改める。

第12条第4項第2号中「侵入防止」を「浸入防止」に改める。

第29条各号列記以外の部分中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第7号を削る。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に

従うよう努めなければならない。

- 3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条中「及び第37条の2から前条まで」を「、第37条の2及び第38条から前条まで」に改める。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項第6号」に改める。

第44条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるもの（当該個人の事業の用に供するものを除く。）を除く。）

第44条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

別表第8備考第4号中「乾燥及び」を「乾燥^い藁及び」に改める。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第8条の3第1項の改正規定、第12条第4項第2号の改正規定、第

42条の改正規定及び別表第8備考第4号の改正規定 公布の日

- (2) 目次の改正規定、第29条各号列記以外の部分の改正規定及び同条第7号を削る改正規定、第3章の2の次に1章を加える改正規定、第42条の3第1項第3号の改正規定並びに第45条各号列記以外の部分の改正規定、同条第1号の改正規定及び同条に1項を加える改正規定 令和8年1月1日

- (3) 第7条の2の見出しの改正規定、同条第1項各号列記以外の部分の改正規定、同項第2号及び同条第2項の改正規定並びに同条を第7条の3とする改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7第1項第1号の改正規定、第44条第1項各号列記以外の部分の改正規定及び同項第6号の次に1号を加える改正規定並びに同項第7号の改正規定 令和8年3月31日

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市条例第61号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第21条中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同条ただし書中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第25条第2項各号列記以外の部分中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を加え、「第28条第2項」を「以下この項及び第28条第2項」に改め、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60」との次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第28条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125)」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60)」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

一般職給料表

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定			円	円	円	円	円	円	円
年	1		195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
前	2		196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
再	3		198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
任	4		199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
用	5		200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
短	6		202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
時	7		203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
間	8		205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
勤	9		206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
務	10		208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
職	11		210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
員	12		211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
以	13		213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
外	14		214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
の	15		216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
職	16		218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
員	17		219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18		221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19		222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20		224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900

21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	

47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800

73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700						
87	266, 500	306, 100	356, 100						
88	266, 800	306, 400	356, 500						
89	267, 100	306, 700	356, 700						
90	267, 400	307, 000	357, 100						
91	267, 700	307, 300	357, 500						
92	268, 000	307, 600	357, 900						
93	268, 300	307, 800	358, 100						
94		308, 000	358, 400						
95		308, 300	358, 800						
96		308, 700	359, 100						
97		308, 900	359, 400						
98		309, 200	359, 800						

99	309, 500	360, 200					
100	309, 900	360, 600					
101	310, 100	361, 100					
102	310, 400	361, 500					
103	310, 700	361, 900					
104	311, 000	362, 300					
105	311, 200	362, 800					
106	311, 500	363, 200					
107	311, 800	363, 500					
108	312, 100	363, 800					
109	312, 300	364, 200					
110	312, 600						
111	313, 000						
112	313, 300						
113	313, 500						
114	313, 700						
115	314, 000						
116	314, 400						
117	314, 600						
118	314, 800						
119	315, 100						
120	315, 400						
121	315, 700						
122	315, 900						
123	316, 200						
124	316, 500						

	125		316,800						
定	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
年	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
前	円	円	円	円	円	円	円	円	円
再									
任									
用									
短									
時									
間									
勤	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	
務									
職									
員									

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に改め、「以下この項及び」を削り、「100分の105)、12月に支給する場合には100分の127.5（特定管理職員にあっては、100分の107.5）を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125)、12月に支給する場合には100分の

107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改める。

（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表1の項中「392,000円」を「405,000円」に改め、同表2の項中「440,000円」を「455,000円」に改め、同表3の項中「492,000円」を「508,000円」に改め、同表4の項中「555,000円」を「574,000円」に改め、同表5の項中「634,000円」を「655,000円」に改め、同表6の項中「740,000円」を「765,000円」に改め、同表7の項中「864,000円」を「893,000円」に改める。

第9条第2項中「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「100分の87.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」と」を加える。

第10条第1項の表1の項中「192,000円」を「200,300円」に改め、同表2の項中「219,500円」を「227,800円」に改め、同表3の項中「260,000円」を「269,500円」に改め、同表4の項中「279,700円」を「290,100円」に改め、同表5の項中「294,900円」を「305,700円」に改め、同表6の項中「320,600円」を「331,900円」に改め、同表7の項中「362,700円」を「374,800円」に改め、同表8の項中「396,200円」を「409,200円」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第8条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

第15条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「100分の71.25」に改める。

第15条の2第1項中「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の50」を「100分の51.25」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職務の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700

4	199, 200	246, 100
5	200, 300	247, 500
6	202, 000	248, 900
7	203, 600	250, 300
8	205, 200	251, 700
9	206, 700	253, 100
10	208, 400	254, 300
11	210, 000	255, 600
12	211, 600	256, 900
13	213, 100	258, 100
14	214, 800	259, 300
15	216, 500	260, 500
16	218, 200	261, 700
17	219, 400	262, 800
18	221, 000	263, 900
19	222, 600	265, 000
20	224, 100	266, 100
21	225, 600	267, 000
22	227, 200	268, 000
23	228, 800	269, 000
24	230, 400	270, 000
25	232, 000	271, 000
26	233, 700	271, 900
27	235, 000	272, 700
28	236, 300	273, 600
29	237, 600	274, 400

30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300

56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600

82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800

108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

（伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第6条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年伊勢市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第7条 伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第8条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第9条 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部改正）

第10条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（平成17年伊勢市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「合計額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第11条 伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

（伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正）

第12条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成17年伊勢市条例第123号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の230」の次に「、12月に支給する場合には100分の235」を加える。

第13条 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の230、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（伊勢市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与条例第25条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定、第6条の規定による改正後の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第8条の規定による改正後の市長及び副市長の給与

及び旅費に関する条例（以下「改正後の市長等給与条例」という。）の規定、第10条の規定による改正後の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第12条の規定による改正後の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）、第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）、改正後の議員報酬条例、改正後の市長等給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与、第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与、第6条の規定による改正前の伊勢市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第8条の規定による改正前の市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第10条の規定による改正前の伊勢市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第12条の規定による改正前の伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与、改正後の任期付職員条例の規定による給与、改正後の議員報酬条例の規定による給与、改正後の市長等給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の病院事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

伊勢市火入れに関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第56号

伊勢市火入れに関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市火入れに関する条例（平成17年伊勢市条例第144号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式等)

第2条 条例第2条第1項の申請書は、様式第1号によるものとする。

2 前項の申請書の提出部数は、2通とする。

(許可証の様式)

第3条 条例第4条第1項の許可証は、様式第2号によるものとする。

(消防長への通知)

第4条 市長は、火入れの許可をしたときは、消防長にその旨を通知するものとする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、火入れの許可に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

火 入 許 可 申 請 書

		年 月 日
(宛先) 伊勢市長		
		申請者 住所 氏名
次のように火入れを行いたいので、伊勢市火入れに関する条例第 2 条の規定により申請します。		
火 入 地	所 在 地	
	所 有 者 (管 理 者)	
	地 種 区 分	保安林 ()、普通林、原野、その他 ()
	所 有 区 分	国有地 ()、公有地 ()、私有地 ()
	面 積	総面積 ヘクタール
火 入 れ 期 間		年 月 日～ 年 月 日 (日間)
火 入 れ 目 的		1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良
火 入 れ 方 法		
防 火 体 制	火入従事者	人
	防 火 帯	延長 メートル、幅員 メートル
	器 具	
火 入 責 任 者		
備 考		(添付書類 通)

備考

- 1 保安林の () には、保安林種を記入してください。
- 2 その他の () には、土地現況を記入してください。
- 3 所有区分の () には、所有形態の細分（部分林、集落有林、社寺有林等）を記入してください。

様式第2号（第3条関係）

火 入 許 可 証

許可番号		号		
			年	月 日
申請人		様		
			伊勢市長	印
月 日付けで申請のあった火入れは、次のとおり許可します。				
火 入 場 所				
面 積	総面積	ヘクタール		
目 的				
期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）			
火 入 責 任 者				
指 示 事 項				
備 考				

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則等
の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第57号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則等の一部を改正する規則

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200

11	214, 500	247, 800	269, 300	297, 500	330, 300
12	215, 900	248, 400	269, 700	297, 900	331, 400
13	217, 300	249, 100	270, 300	298, 300	332, 400
14	218, 800	249, 500	270, 700	298, 800	333, 400
15	220, 300	250, 000	271, 100	299, 200	334, 500
16	221, 800	250, 400	271, 500	299, 500	335, 600
17	223, 200	250, 900	271, 900	299, 900	336, 600
18	224, 600	251, 300	272, 400	300, 300	337, 700
19	226, 000	251, 800	272, 900	300, 700	338, 800
20	227, 400	252, 200	273, 500	301, 000	339, 800
21	228, 800	252, 500	274, 200	301, 300	340, 800
22	229, 800	252, 800	274, 800	301, 700	341, 800
23	230, 900	253, 100	275, 400	302, 100	342, 700
24	232, 000	253, 400	276, 200	302, 400	343, 700
25	233, 000	253, 900	277, 000	302, 700	344, 700
26	233, 800	254, 400	277, 700	303, 100	345, 600
27	234, 700	254, 800	278, 200	303, 400	346, 600
28	235, 500	255, 300	278, 900	303, 800	347, 600
29	236, 400	255, 800	279, 700	304, 100	348, 600
30	237, 200	256, 300	280, 400	304, 600	349, 600
31	238, 000	256, 700	281, 100	305, 000	350, 600
32	238, 800	257, 100	281, 700	305, 500	351, 500
33	239, 600	257, 400	282, 400	306, 000	352, 400
34	240, 100	257, 900	283, 100	306, 400	353, 300
35	240, 600	258, 400	283, 800	306, 900	354, 100
36	241, 100	258, 800	284, 400	307, 400	355, 000

37	241, 700	259, 200	285, 000	307, 900	355, 900
38	242, 200	259, 700	285, 700	308, 500	356, 900
39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	

63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100
65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800

89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300
91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	

	115		281,400	317,400		
	116		281,600	317,600		
	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定年前再任		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額

用短時間勤務職員		円	円	円	円	円
		206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200

備考

1 この表において「定年前再任用短時間勤務職員」とは、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された者をいう。

2 この表において「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」とは、技能労務職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員をいう。

（伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正）

第2条 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（令和2年伊勢市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

号 給	給料月額
	円
1	198, 200
2	199, 900
3	201, 600
4	203, 300
5	205, 000

6	206, 700
7	208, 300
8	209, 900
9	211, 500
10	213, 000
11	214, 500
12	215, 900
13	217, 300
14	218, 800
15	220, 300
16	221, 800
17	223, 200
18	224, 600
19	226, 000
20	227, 400
21	228, 800
22	229, 800
23	230, 900
24	232, 000
25	233, 000
26	233, 800
27	234, 700
28	235, 500
29	236, 400
30	237, 200
31	238, 000

32	238, 800
33	239, 600
34	240, 100
35	240, 600
36	241, 100
37	241, 700
38	242, 200
39	242, 700
40	243, 200
41	243, 700
42	244, 000
43	244, 300
44	244, 700
45	245, 100
46	245, 500
47	245, 900
48	246, 300
49	246, 600
50	246, 900
51	247, 200
52	247, 500
53	247, 700
54	248, 000
55	248, 300
56	248, 600
57	248, 800

58	249, 100
59	249, 400
60	249, 600
61	249, 800
62	250, 100
63	250, 400
64	250, 600
65	250, 800
66	251, 100
67	251, 400
68	251, 600
69	251, 800
70	252, 100
71	252, 400
72	252, 600
73	252, 800
74	253, 100
75	253, 400
76	253, 600
77	253, 800
78	254, 100
79	254, 400
80	254, 600
81	254, 800
82	255, 100
83	255, 300

84	255, 600
85	255, 800
86	256, 000
87	256, 300
88	256, 600
89	256, 800
90	257, 100
91	257, 400
92	257, 600
93	257, 800
94	258, 100
95	258, 400
96	258, 600
97	258, 800
98	259, 100
99	259, 400
100	259, 600
101	259, 800
102	260, 100
103	260, 400
104	260, 600
105	260, 800

(伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の宿日直手当に関する規則（平成17年伊勢市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中

「当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額」を「2,350円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に、「1万1,000円」を「1万1,750円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第21条に規定する任命権者が別に定める日は、執務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日とし、前条第1号の勤務のうち当該任命権者が別に定める日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務についての宿日直手当の額は、前項の規定にかかわらず、7,050円とする。

(伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第1号ア中「100分の117」を「6月に支給する場合には100分の117」に改め、「100分の137）」の次に「、12月に支給する場合には100分の119.5（特定管理職員にあっては、100分の139.5）」を加え、同号イ中「100分の111」を「6月に支給する場合には100分の111」に改め、「100分の131）」の次に「、12月に支給する場合には100分の113.5（特定管理職員にあっては、100分の133.5）」を加え、同号ウ中「100分の105」を「6月に支給する場合には100分の105」に改め、「100分の125）」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同号エ中「100分の99」を「6月に支給する場合には100分の99」に改め、「100分の119）」の次に「、12月に支給する場合には100分の101.5（特定管理職員にあっては、100分の121.5）」を加え、同号オ中「100分の93」を「6月に支給する場合には100分の93」に改め、「100分の113）」の次

に「、12月に支給する場合には100分の95.5（特定管理職員にあっては、100分の115.5）」を加え、同項第2号ア中「100分の99.5」を「6月に支給する場合には100分の99.5、12月に支給する場合には100分の102」に改め、同号イ中「100分の93.5」を「6月に支給する場合には100分の93.5、12月に支給する場合には100分の96」に改め、同号ウ中「100分の87.5」を「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」に改め、同号エ中「100分の81.5」を「6月に支給する場合には100分の81.5、12月に支給する場合には100分の84」に改め、同号オ中「100分の75.5」を「6月に支給する場合には100分の75.5、12月に支給する場合には100分の78」に改める。

第19条の2第1項第1号中「100分の62」を「6月に支給する場合には100分の62」に改め、「100分の72）」の次に「、12月に支給する場合には100分の64.5（特定管理職員にあっては、100分の74.5）」を加え、同項第2号中「100分の56」を「6月に支給する場合には100分の56」に改め、「100分の66）」の次に「、12月に支給する場合には100分の58.5（特定管理職員にあっては、100分の68.5）」を加え、同項第3号中「100分の50」を「6月に支給する場合には100分の50」に改め、「100分の60）」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）」を加え、同項第4号中「100分の44」を「6月に支給する場合には100分の44」に改め、「100分の54）」の次に「、12月に支給する場合には100分の46.5（特定管理職員にあっては、100分の56.5）」を加え、同項第5号中「100分の38」を「6月に支給する場合には100分の38」に改め、「100分の48）」の次に「、12月に支給する場合には100分の40.5（特定管理職員にあっては、100分の50.5）」を加える。

第5条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を

次のように改正する。

第19条第1項第1号ア中「6月に支給する場合には100分の117」を「100分の118.25」に、「100分の137」を「100分の119.5（特定管理職員にあっては、100分の139.5）」を「100分の138.25」に改め、同号イ中「6月に支給する場合には100分の111」を「100分の112.25」に、「100分の131」を「100分の113.5（特定管理職員にあっては、100分の133.5）」を「100分の132.25」に改め、同号ウ中「6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の125」を「100分の107.5（特定管理職員にあっては、100分の127.5）」を「100分の126.25」に改め、同号エ中「6月に支給する場合には100分の99」を「100分の100.25」に、「100分の119」を「100分の101.5（特定管理職員にあっては、100分の121.5）」を「100分の120.25」に改め、同号オ中「6月に支給する場合には100分の93」を「100分の94.25」に、「100分の113」を「100分の95.5（特定管理職員にあっては、100分の115.5）」を「100分の114.25」に改め、同項第2号ア中「6月に支給する場合には100分の99.5、12月に支給する場合には100分の102」を「100分の100.75」に改め、同号イ中「6月に支給する場合には100分の93.5、12月に支給する場合には100分の96」を「100分の94.75」に改め、同号ウ中「6月に支給する場合には100分の87.5、12月に支給する場合には100分の90」を「100分の88.75」に改め、同号エ中「6月に支給する場合には100分の81.5、12月に支給する場合には100分の84」を「100分の82.75」に改め、同号オ中「6月に支給する場合には100分の75.5、12月に支給する場合には100分の78」を「100分の76.75」に改める。

第19条の2第1項第1号中「6月に支給する場合には100分の62」を

「100分の63.25」に、「100分の72）、12月に支給する場合には100分の64.5（特定管理職員にあっては、100分の74.5）を「100分の73.25」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の56」を「100分の57.25」に、「100分の66）、12月に支給する場合には100分の58.5（特定管理職員にあっては、100分の68.5）を「100分の67.25」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51.25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定管理職員にあっては、100分の62.5）を「100分の61.25」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合には100分の44」を「100分の45.25」に、「100分の54）、12月に支給する場合には100分の46.5（特定管理職員にあっては、100分の56.5）を「100分の55.25」に改め、同項第5号中「6月に支給する場合には100分の38」を「100分の39.25」に、「100分の48）、12月に支給する場合には100分の40.5（特定管理職員にあっては、100分の50.5）を「100分の49.25」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与規則」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の伊勢市職員の宿日直手当に関する規則の規定は令和7年4月1日から、第4条の規定による改正後の伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の規定は令和7年12月1日から、それぞれ適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の技能労務職員給与規則の規定を適用する場合においては、第

1 条の規定による改正前の伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則を廃止する規則をここに
公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 58 号

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則を廃止する規則

伊勢市二見健康管理増進センター条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 43 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第59号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則（平成19年伊勢市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の表上下水道部の部上水道課の項から下水道施設管理課の項までを次のように改める。

給排水サービス課 給水係 排水設備係

上水道課 建設係 維持係 水源係

下水道課 計画係 下水道整備係 雨水施設整備係 施設管理係

第5条の表上下水道部の部上水道課の項から下水道施設管理課の項までを次のように改める。

給排水サービス課

給水係

- (1) 水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務に
すること（他の部の所管に属するものを除く。）。

排水設備係

- (1) 下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務に
関すること（他の部の所管に属するものを除く。）。

上水道課

建設係、維持係及び水源係

- (1) 水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務に
すること（他の部の所管に属するものを除く。）。

下水道課

計画係、下水道整備係、雨水施設整備係及び施設管理係

- (1) 下水道事業に関する事務のうち市長の権限に属する事務に

関すること（他の部の所管に属するものを除く。）。

第7条第2項中「都市整備部都市計画課、交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課及び住宅政策課並びに上下水道部料金課、下水道建設課、下水道施設管理課を除く各課」を「各課（都市整備部都市計画課、交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課及び住宅政策課並びに上下水道部料金課、給排水サービス課、上水道課及び下水道課を除く。）」に改める。

（伊勢市庁舎管理規則の一部改正）

第2条 伊勢市庁舎管理規則（平成30年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表中須水源地の項を削る。

（伊勢市公印規則の一部改正）

第3条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中

「

総務課長	2
------	---

」

を

総務課長	2
上下水道総務課長	1

に改め、

同表市長職務代理者印の項中

「	<table><tr><td>総務課長</td><td>17</td></tr></table>	総務課長	17	」	を	「	<table><tr><td>総務課長</td><td>17</td></tr><tr><td>上下水道総務課長</td><td>1</td></tr></table>	総務課長	17	上下水道総務課長	1	」	に改める。
総務課長	17												
総務課長	17												
上下水道総務課長	1												

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第60号

伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則の一部を改正する
規則

伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則（令和5年伊勢市規則
第31号）の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第12条関係）

個人情報取扱事務届出書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

（所管課長）

個人情報取扱事務を開始したいので、伊勢市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

※1 登録番号		※1 登録年月日		年 月 日		
所管課（担当部署）		課 係				
個人情報取扱事務 の 名 称						
個人情報の 利用の目的						
個人情報の 対象者の範囲						
個人 情報 の 種 類 及 び 記 録 項 目	基本的事項	経歴情報	心身情報 ※2	財産情報	その他情報	要配慮個人情報
	☐ 氏名	☐ 学歴	☐ 心身情報	☐ 資産状況	☐ 家族状況	☐ 人種
	☐ 住所	☐ 学業成績	☐ 傷病名	☐ 収入所得	☐ 扶養関係	☐ 信条
	☐ 生年月日・年齢	☐ 評価内容	☐ 健康状態	☐ 課税額	☐ 公的扶助	☐ 社会的身分
	☐ 識別番号	☐ 職業	☐	☐ 納税額	☐ 預金番号	☐ 病歴
	☐ 性別	☐ 地位・役職	☐	☐ 滞納状況	☐ 居住状況	☐ 犯罪の経歴
	☐ 本籍・国籍	☐ 職歴	☐	☐ 取引状況	☐ 意見・要望	☐ 犯罪により害を被った事実
	☐ 親族・続柄	☐ 賞罰	☐	☐	☐ 相談内容	☐ 政令で定める記述
	☐ 電話番号	☐ 資格	☐	☐	☐	()
	☐ 婚姻歴	☐ 試験成績	☐	☐	☐	()
	☐	☐	☐	☐	()	
	☐	☐	☐	☐	()	
	☐	☐	☐	☐	()	
取扱事務の開始年月日		年 月 日				
個人情報の取得先 及び取得方法	☐ 本人	☐ 本人以外	☐ 法令等（根拠法令） ☐ 本人同意 ☐ 緊急 ☐ 国等からの提供 ☐ 実施機関内利用 ☐ 他実施機関提供 ☐ その他（ ）			
個人情報の 取得の時期	☐ 定期（ 年 月から 年 月まで） ☐ 随時					
記録の形態 （公文書等の名称） 及び保存年限	☐ 文書 ☐ 図画 ☐ フィルム ☐ 電磁的記録（ ） ☐ 1年 ☐ 3年 ☐ 5年 ☐ 10年 ☐ 永年 記録されている主な公文書等の名称（ ）					
電子計算組織の 利用の有無	☐ 無 ☐ 有（主なシステム名 ）					
個人情報ファイル の有無等	☐ 無 ☐ 有（主なファイル名称 ）					
外部委託の有無	☐ 無 ☐ 有（主な委託業務名 ）					
保護担当者						
備考						

備考 ※1印の欄は、総務課で記入

※2印の欄は、要配慮個人情報を除く。

様式第10号、様式第19号及び様式第25号中「又は住民基本台帳カード
(住所記載のあるもの)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市個人情報の保護に関する法律事務取扱規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市火災警報等発令規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第61号

伊勢市火災警報等発令規則

伊勢市火災警報発令規則（平成17年伊勢市規則第163号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）

第22条第3項の規定に基づく火災に関する警報（以下「火災警報」という。）及び伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号。以下「条例」という。）第29条の8第1項の規定に基づく林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）の発令及び解除に関し、必要な事項を定めるものとする。

（火災警報の発令及び解除）

第2条 火災警報は、次の各号の全てに該当したときに発令するものとする。

- (1) 市の区域を含む地域に気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく乾燥注意報が発表されたとき。
- (2) 市の区域を含む地域に気象業務法に基づく強風注意報又は暴風警報が発表されたとき。
- (3) 火災の予防上危険であると認めるとき。

2 火災警報は、前項の規定に該当しなくなったときに解除する。

（林野火災注意報の発令及び解除）

第3条 林野火災注意報は、次の各号のいずれかに該当するときに発令するものとする。

- (1) 市の区域を含む地域に気象業務法に基づく乾燥注意報及び強風注意報が発表されたとき。
- (2) 市の区域を含む地域に気象業務法に基づく乾燥注意報及び暴風警報

が発表されたとき。

- (3) 林野火災（条例第29条の8第1項に規定する林野火災をいう。次条において同じ。）の予防上注意を要すると認めるとき。

2 林野火災注意報は、前項の規定に該当しなくなったときに解除する。

（林野火災注意報の発令対象期間）

第4条 林野火災注意報の発令は、1月から5月までの間において行うものとする。ただし、気象の状況等により林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第62号

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則の一部を改正する規則

消防に関する市長の権限の一部を委任する規則（平成17年伊勢市規則第152号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び危険物の規制に関する政令」を「、危険物の規制に関する政令」に改め、「政令」という。）」の次に「及び伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号。以下「条例」という。）」を加える。

第3条中第16号を第18号とし、第10号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 法第22条第3項の規定による火災に関する警報の発令に関すること。

(11) 法第23条の規定によるたき火又は喫煙の制限に関すること。

第3条に次の3号を加える。

(19) 条例第29条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報の発令に関すること。

(20) 条例第29条の8第3項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域の指定に関すること。

(21) 条例第29条の9の規定による火の使用の制限の対象となる区域の指定に関すること。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 63 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に、「同条第 1 号、第 4 号又は第 5 号」を「同項第 1 号、第 4 号又は第 5 号」に改め、同項第 1 号中「第 45 条第 1 号」を「第 45 条第 1 項第 1 号」に改め、同項第 2 号中「第 45 条第 2 号」を「第 45 条第 1 項第 2 号」に改め、同項第 3 号中「第 45 条第 3 号」を「第 45 条第 1 項第 3 号」に改め、同項第 4 号中「第 45 条第 4 号」を「第 45 条第 1 項第 4 号」に改め、同項第 5 号中「第 45 条第 5 号」を「第 45 条第 1 項第 5 号」に改め、同項第 6 号中「第 45 条第 6 号」を「第 45 条第 1 項第 6 号」に改める。

様式第 4 号及び様式第 4 号の 2 を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備、簡易サウナ設備
 一般サウナ設備・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

設置届出書

年 月 日					
(宛先) 伊勢市消防長					
届出者 住所 (電話 番) 氏名					
防 火 対象物	所在地	電話 番			
	名 称			主要用途	
設 置 場 所	用 途		床 面 積	m ²	消防用設備等 又は特殊消防 用 設 備 等
	構 造		階 層		
届 出 設 備	設 備 の 種 類				
	着工(予定)年月日			竣工(予定)年月日	
	設 備 の 概 要				
	使用する 燃 料 ・ 熱 源 ・ 加 工 液	種 類	使 用 量		
	安全装置				
取扱責任者の職氏名					
工 事 施 工 者	住所	電話 番			
	氏名				
※ 受 付 欄			※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあっては「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種別欄には、鉄鋼溶鉱炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 設備の概要欄に書き込めない事項は、別紙に記入して添付すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 当該設備の設計図書を添付すること。

様式第4号の2（第5条関係）

炉・厨房設備・温風暖房機・ボイラー
 給湯湯沸設備・乾燥設備・簡易サウナ設備
 一般サウナ・ヒートポンプ冷暖房機
 火花を生ずる設備・放電加工機

廃止届出書

(宛先) 伊勢市消防長		年 月 日		
		届出者 住所		
		(電話 番)		
		氏名		
防 火 対象物	所 在 地			
	名 称		主 要 用 途	
設 置 場 所	構 造		階 層	
届 出 設 備	設 備 の 種 類			
	廃 止 年 月 日			
	廃 止 理 由			
	設置届出年月日	年 月 日	設置届出番号	第 号
工 事 施工者	住 所	電 話 番		
	氏 名			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 階層欄には、屋外に設置する設備にあつては「屋外」と記入すること。
- 4 設備の種類欄には、鉄鋼溶鉱炉、暖房用熱風炉、業務用厨房設備等と記入すること。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第6条第1項の改正規定 令和8年1月1日

- (2) 様式第4号及び様式第4号の2の改正規定 令和8年3月31日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市火災予防条例施行規則様式第4号及び様式第4号の2（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市火災予防条例施行規則様式第4号及び様式第4号の2によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第64号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条中「印鑑登録申請書・印鑑登録原票」を「☐印鑑登録申請書 ☐印鑑登録カード亡失届 ☐印鑑登録廃止申請書」に、「代理権授与通知書」を「委任状」に改める。

第4条第1項中「印鑑登録照会書（様式第4号）及び印鑑登録回答書」を「印鑑の登録に関する照会書」に、「印鑑登録照会書を」を「印鑑の登録に関する照会書を」に改める。

第5条中「条例第7条」を「条例第7条第1項」に、「様式第1号による」を「同条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する」に改める。

第8条及び第9条中「☐印鑑登録カード亡失届 ☐印鑑登録廃止申請書（様式第7号）」を「☐印鑑登録申請書 ☐印鑑登録カード亡失届 ☐印鑑登録廃止申請書」に改める。

第10条中「様式第8号」を「様式第7号」に改める。

第12条第2項中「様式第9号」を「様式第8号」に改める。

第13条中「様式第10号」を「様式第9号」に改める。

第15条の見出しを「（保存期間）」に改め、同条中「印鑑」を「印鑑登録原票の除票並びに印鑑」に、「文書」を「書類」に改める。

様式第1号を次のように改める。

116

様式第 2 号中「伊勢市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 3 号及び様式第 4 号を次のように改める。

●この委任状は、全て登録者本人が自筆で記入し、押印してください。 記入漏れがある場合については
受理致しかねますので御注意ください。

委 任 状					
(宛先) 三重県伊勢市長				年 月 日	
代理人	住所			氏名	
私は、上記の者を代理人と定め、下記の申請（届）を委任いたします。 ☐印鑑登録の申請 ☐印鑑登録カード亡失(カードの紛失) ☐印鑑登録の廃止					
登録者 本人	氏名		生年 月日	年 月 日	登録印影
	住所	伊勢市			登録者本人が押印 してください
代理人本人確認		☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 特永証 ☐ 個人番号カード ☐ その他（ ）			

様

年 月 日

三重県伊勢市長



印鑑の登録に関する照会書

年 月 日 あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請取扱い窓口へ持参してください。

回答書		年 月 日
伊勢市長 様		申請した印鑑
照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。		
住 所		
本人署名		
生年月日		

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委任状		年 月 日
代理人住所		
代理人氏名		
回答書の提出及び印鑑登録カードの受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任します。		
本人署名		

様式第 6 号中「伊勢市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 7 号から様式第 9 号までを次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

印鑑登録事項変更届

登録者住所	伊勢市		
	アパート名等 部屋番号		
フリガナ 氏 名			
フリガナ 旧 氏		生年月日	年 月 日
登録番号			
変更 事項	新		
	旧		

上記のとおり、印鑑登録原票登録事項の変更をお届けします。

年 月 日

（宛先）三重県伊勢市長

申請者 ☐ 本人 ☐ 代理人
 住 所 _____
 アパート名等 _____
 部屋番号 _____
 氏 名 _____

連絡先 () (☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ 携帯)

様

年 月 日

三重県伊勢市長



印鑑登録抹消通知書

あなたの印鑑の登録を下記のとおり抹消しましたのでお知らせします。

記

- 1 印鑑登録番号
- 2 登録者氏名
- 3 抹消年月日
- 4 抹消事由

あなたの印鑑登録は上記事由により抹消されました。引き続き、印鑑登録が必要な場合には、改めて印鑑登録の申請を行ってください。

（教示）

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	旧氏	
	***	*****
	生年月日	
	住所	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

三重県伊勢市長



(その2)

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	通称	
	氏名のカタカナ表記	
	生年月日	
	住所	

この写しは、登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

三重県伊勢市長



様式第 10 号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第 1 号による印鑑登録原票及び印鑑登録原票の除票に関する伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）及び伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の規定の適用については、当該印鑑登録原票及び印鑑登録原票の除票が磁気ディスクをもって調製されるまでの間は、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則に定める様式により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則に定める様式によるものとみなす。

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 65 号

伊勢市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市児童手当事務取扱規則（平成 26 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号から様式第 6 号までを次のように改める。

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長



認 定
児童手当 通知書
認定請求却下

とおり認定

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下

しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項									
1 支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	（うち第3子以降）	人	計	人
（3歳未満）	人								
（3歳以上）	人								
（うち第3子以降）	人								
計	人								
2 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	（うち第3子以降）	円	計	円
（3歳未満）	円								
（3歳以上）	円								
（うち第3子以降）	円								
計	円								
3 支給開始年月									
4 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由 ()									
認定請求却下に関する事項									
却下した理由 ()									
備考									

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長



認 定
児童手当 通知書（施設等受給者用）
認定請求却下

とおり認定

年 月 日付けで請求のありました児童手当については、次の理由で請求を却下

しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

認定に関する事項							
1 支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	計	人
（3歳未満）	人						
（3歳以上）	人						
計	人						
2 手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	計	円
（3歳未満）	円						
（3歳以上）	円						
計	円						
3 支給開始年月							
4 支給対象児童の氏名及び生年月日（※）							
5 支給対象児童に該当しない児童の氏名及びその理由（※）							
（※）4、5については、この通知書の別紙を御覧ください。							
認定請求却下に関する事項							
却下した理由 ()							
備考							

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長



額 改 定
児童手当 通知書
額改定請求却下

請 求 改 定
児童手当の額の改定については、届 出 により、次のとおり しましたので通知します。
職 権 却 下

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

額改定に関する事項									
1 改定後の支給対象児童数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	（3歳未満）	人	（3歳以上）	人	（うち第3子以降）	人	計	人
（3歳未満）	人								
（3歳以上）	人								
（うち第3子以降）	人								
計	人								
2 改定後の手当月額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">（3歳未満）</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（3歳以上）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>（うち第3子以降）</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	（3歳未満）	円	（3歳以上）	円	（うち第3子以降）	円	計	円
（3歳未満）	円								
（3歳以上）	円								
（うち第3子以降）	円								
計	円								
3 改定年月									
4 改定（増・減額）の理由 （	）								
額改定請求却下に関する事項									
却下した理由 （									
）									
備考									

第 号
年 月 日

様

三重県伊勢市長



児童手当支給事由消滅通知書

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

第 号
年 月 日

様

三重県伊勢市長



児童手当支給事由消滅通知書（施設等受給者用）

次のとおり、児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

- 1 消滅した日
- 2 消滅の理由

様式第 7 号中「伊勢市長
長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 8 号中「伊勢市長
市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 9 号中「伊勢市長
市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 10 号中「伊勢市長
市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 11 号中「伊勢市長
勢市長」を「三重県伊勢市長」に改める。

様式第 12 号から様式第 15 号までを次のように改める。

第 号
年 月 日

様

三重県伊勢市長



児童手当支払通知書

児童手当の支払については、次のとおり、あなたの預貯金等の口座に振込みの手続を行いますので通知します。支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は、改めて通知します。

なお、児童手当法第21条第1項又は第2項の規定に基づき、学校給食費等の費用について、児童手当の額から支払に充てることを申し出ている場合及び同法第22条第1項の規定に基づき、児童福祉法第56条第2項若しくは子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定により徴収する保育料又は児童福祉法第56条第6項若しくは第7項の規定により地方税の滞納処分の例により処分される保育料について、児童手当から特別徴収される場合は、当該費用及び当該特別徴収される保育料の額を控除した額が児童手当の支払金額となります。

(年 10 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 12 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 2 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 4 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 6 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

(年 8 月分：支払予定日 年 月 日)

支払 内容	支払期間	年 月分から 年 月分まで
	支払金額	円

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長 印

児童手当支払通知書（施設等受給者用）

児童手当の支払については、下記のとおり預貯金等の口座に振込みの手続を行いますので通知します。
支払予定日等は下記のとおりですが、支給額等に変更があった場合は、改めて通知します。

記

（ 年 10 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

（ 年 12 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

（ 年 2 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

（ 年 4 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

（ 年 6 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

（ 年 8 月 定期支払：支払予定日 年 月 日）

支払 内容	支払期間	年 月分 から 年 月分 まで
	支払金額	円

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長



児童手当支払差止通知書

次のとおり、児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

第 年 月 日 号

様

三重県伊勢市長



児童手当支払差止通知書（施設等受給者用）

次のとおり、児童手当の支払を差し止めましたので通知します。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

支払差止の内容	支払差止事由	
	支払差止額	円
	支払差止期間	年 月分から 年 月分まで

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市児童手当事務取扱規則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市児童手当事務取扱規則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 66 号

伊勢市子ども・子育て支援法施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市子ども・子育て支援法施行細則の一部改正)

第 1 条 伊勢市子ども・子育て支援法施行細則(平成 27 年伊勢市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

法第 20 条第 4 項前段の規定による通知及び同項後段の支給認定証は、教育・保育給付認定決定通知兼支給認定証(様式第 2 号)によるものとする。

第 6 条中「利用者負担額(保育料)等決定通知書(様式第 4 号)」を「利用者負担額(保育料)決定通知書(様式第 4 号)及び給食費決定通知書(様式第 4 号の 2)又は給食費決定通知書(副食費免除)(様式第 4 号の 3)」に改める。

第 9 条中「利用者負担額(保育料)等変更通知書(様式第 6 号)」を「利用者負担額(保育料)変更通知書(様式第 6 号)及び給食費決定通知書又は給食費決定通知書(副食費免除)」に改める。

第 11 条第 1 項中「通知は、教育・保育給付認定変更通知書(様式第 8 号)により行うもの」を「通知及び当該変更の認定に係る事項を変更した支給認定証は、教育・保育給付認定変更通知兼支給認定証(様式第 8 号)によるもの」に改める。

第 12 条中「通知は、教育・保育給付認定変更通知書(様式第 10 号)により行うもの」を「通知及び当該変更の認定に係る事項を変更した支給認定証は、教育・保育給付認定変更通知兼支給認定証(様式第 10 号)によるもの」に改める。

第 15 条の 3 第 2 項中「子育てのための施設等利用給付認定変更申請却下通知書」を「子育てのための施設等利用給付認定(認定変更)申請却

下通知書」に改める。

第 15 条の 6 第 2 項中「子育てのための施設等利用給付認定変更申請却下通知書」を「子育てのための施設等利用給付認定（認定変更）申請却下通知書」に改める。

様式第 2 号から様式第 4 号までを次のように改める。

下通知書」に改める。

第 15 条の 6 第 2 項中「子育てのための施設等利用給付認定変更申請却下通知書」を「子育てのための施設等利用給付認定（認定変更）申請却下通知書」に改める。

様式第 2 号から様式第 4 号までを次のように改める。

教育・保育給付認定却下通知書

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長



先に申請のありました施設型給付費・地域型給付費等教育・保育給付認定については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 住 所	
却 下 理 由	
認 定 却 下 年 月 日	年 月 日

(教示)

利用者負担額(保育料)決定通知書

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長



利用者負担額を、次のように決定しましたので通知します。

認 定 番 号	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名、住 所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	

この利用者負担額は、4～8月分は前年度・9～3月分は当年度市民税によって決定されたものです。利用者負担額が変更される場合は、改めて通知します。

(教示)

様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

給食費決定通知書	
第 年 月 日 号	
三重県伊勢市長	
印	
次の児童の給食費については、次のとおり決定しましたので通知いたします。	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
給 食 費 の 月 額	
備考 ・世帯の年収要件等により給食費のうち、副食費は免除される場合があり、免除対象者へは別途通知します。 ・副食費免除の決定は、4～8月は前年度・9～3月は当年度市民税によって決定しており、副食費免除が変更される場合は、改めて通知します。	

給食費決定通知書（副食費免除） 第 年 月 日 号 三重県伊勢市長 印	
次の児童の給食費については、次のとおり決定しましたので通知いたします。	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
副 食 費	
備考 - 給食費内訳（主食費及び副食費）のうち、副食費は免除となります。主食費につきましては徴収することとなりますので御了承ください。 - 副食費免除の決定は、4～8月は前年度・9～3月は当年度市民税によって決定しており、副食費免除が変更される場合は、改めて通知します。	

様式第 6 号を次のように改める。

利用者負担額(保育料)変更通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長



次のとおり、利用者負担額を変更いたしましたので通知いたします。

認 定 番 号				
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地				
	変 更 前		変 更 後	
認定区分・認定期間	号	年 月 日 年 月 日	号	年 月 日 年 月 日
保 育 必 要 量				
利 用 者 負 担	階層		階層	
	保育料 円		保育料 円	
	適用期間(年 月 日 ～ 年 月 日)			
変 更 理 由				

(教示)

様式第 8 号を次のように改める。

教育・保育給付認定変更通知兼支給認定証

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長

印

先に申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の変更について、子ども・子育て支援法第23条第2項の規定に基づき次のとおり決定し、通知します。

認 定 番 号				
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者 の 住 所				
	変 更 前		変 更 後	
認 定 内 容	号	年 月 日	号	年 月 日
	時間	～ 年 月 日	時間	～ 年 月 日
保 育 希 望 理 由				
変 更 の 理 由				

支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証を提出してください。
ただし、既に提出されている場合は、不要です。
※裏面に審査請求の案内を記載しています。

支給認定証				
児 童	フリガナ		認 定 番 号	
	氏 名		認 定 区 分	
	生 年 月 日	年 月 日	保 育 必 要 量	
保 護 者	フリガナ		保 育 希 望 理 由	
	氏 名		認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
年 月 日 交付 三重県伊勢市長				

様式第 10 号及び様式第 11 号を次のように改める。

教育・保育給付認定変更通知兼支給認定証

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長

印

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定の変更について、子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき次のとおり教育・保育給付認定を変更しましたので、通知します。

認 定 番 号				
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生			
保 護 者 の 住 所				
	変 更 前		変 更 後	
認 定 内 容	号	年 月 日	号	年 月 日
	時間	～ 年 月 日	時間	～ 年 月 日
保 育 希 望 理 由				
変 更 の 理 由				
支給認定証の交付を受けている場合は、変更前の支給認定証を提出してください。 ただし、既に提出されている場合は、不要です。 ※裏面に審査請求の案内を記載しています。				

支給認定証				
児 童	フリガナ		認 定 番 号	
	氏 名		認 定 区 分	
	生 年 月 日	年 月 日	保 育 必 要 量	
保 護 者	フリガナ		保 育 希 望 理 由	
	氏 名		認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	生 年 月 日	年 月 日		
	住 所			
年 月 日 交付 三重県伊勢市長				

教育・保育給付認定取消通知書

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長

印

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定について、子ども・子育て支援法第24条第1項の規定により教育・保育給付認定を取り消しましたので、次のとおり通知します。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
認 定 終 了 日	年 月 日	理 由	
返 還 期 限	年 月 日		

支給認定証の交付を受けている場合は、支給認定証を返還してください。
ただし、既に返還されている場合は、不要です。

(教示)

様式第 13 号の 5 及び様式第 13 号の 6 を次のように改める。

子育てのための施設等利用給付認定通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長

印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 住 所	
決 定 年 月 日	年 月 日
認 定 区 分	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

(教示)

(その2)

子育てのための施設等利用給付認定通知書

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長

印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定について、次のとおり決定しましたので通知します。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
決 定 年 月 日	年 月 日	認定区分	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保育の必要性の事由			

保育の必要性の事由が妊娠・出産、就学、求職活動等の認定で、認定期間が満了となった場合、満了日の翌日以降は施設等利用費の支給の対象とはなりません。引き続き施設等利用費の支給を希望する場合は、認定期間の更新や保育の必要性の事由の変更手続が必要となりますので、改めて子育てのための施設等利用給付認定を申請してください。
(教示)

子育てのための施設等利用給付認定(認定変更)申請却下通知書

第 年 月 日 号

三重県伊勢市長

印

先に申請のありました子育てのための施設等利用給付認定・変更について、次のとおり却下しましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 住 所	
却 下 の 理 由	
却 下 年 月 日	年 月 日

(教示)

様式第 13 号の 8 及び様式第 13 号の 9 を次のように改める。

子育てのための施設等利用給付認定変更通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長

印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の8第2項・第4項の規定により、次のとおり変更の認定を行いましたので通知します。

認 定 番 号			
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生		
保 護 者 の 住 所			
認 定 変 更 日	年 月 日	認定区分	
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
保育の必要性の事由			
認 定 変 更 理 由			

(教示)

子育てのための施設等利用給付認定取消通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長

印

子育てのための施設等利用給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の9第1項の規定により、次のとおり取り消しましたので通知します。

認 定 番 号	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保 護 者 の 住 所	
取 消 理 由	
取 消 年 月 日	年 月 日

(教示)

(伊勢市保育所の利用に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市保育所の利用に関する規則(平成27年伊勢市規則第16号)

の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

入所承諾通知書 第 年 月 日 号 三重県伊勢市長 印 次の児童の保育所等における保育の利用について、次のとおり承諾します。 <table><tr><td>児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日</td><td>年 月 日 生</td></tr><tr><td>保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日</td><td>年 月 日 生</td></tr><tr><td>事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>保 育 の 実 施 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法</td><td></td></tr></table> ※入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。 ※保育の実施中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。 (教示)		児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生	保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生										
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生										
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地											
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法											

様式第 4 号を次のように改める。

保育利用解除通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長

印

次の児童について、保育の利用を解除することにしたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
利 用 終 了 年 月 日	年 月 日
実 施 の 解 除 の 理 由	

(教示)

(伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第3号を次のように改める。

入所承諾通知書 第 年 月 日 号 三重県伊勢市長 印 次の児童の保育所等における保育の利用について、次のとおり承諾します。 <table><tr><td>児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日</td><td>年 月 日 生</td></tr><tr><td>保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日</td><td>年 月 日 生</td></tr><tr><td>事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地</td><td></td></tr><tr><td>保 育 の 実 施 期 間</td><td>年 月 日から 年 月 日まで</td></tr><tr><td>保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法</td><td></td></tr></table> ※入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。 ※保育の実施中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の実施を解除いたします。 (教示)		児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生	保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生	事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地		保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法	
児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生										
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生										
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地											
保 育 の 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで										
保 育 料 の 月 額 及 び 納 入 方 法											

様式第 7 号を次のように改める。

保育利用解除通知書

第 年 月 号 日

三重県伊勢市長

印

次の児童について、保育の利用を解除することにしましたので通知します。

児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
保護者の氏名、住所 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地	
利 用 終 了 年 月 日	年 月 日
実 施 の 解 除 の 理 由	

(教示)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則、第 2 条の規定による改正前の伊勢市保育所の利用に関する規則及び第 3 条の規定による改正前の伊勢市立認定こども園条例施行規則に定める様式により使用されている書類は、第 1 条の規定による改正後の伊勢市子ども・子育て支援法施行細則、第 2 条の規定による改正後の伊勢市保育所の利用に関する規則及び第 3 条の規定による改正後の伊勢市立認定こども園条例施行規則に定める様式によるものとみなす。

伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 67 号

伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢やすらぎ公園墓地条例（令和 7 年伊勢市条例第 42 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般使用の許可の申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定による一般使用許可の申請（第 5 条第 3 号及び第 7 条第 2 号において「一般使用許可の申請」という。）は、伊勢やすらぎ公園墓地一般使用許可申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

- (1) 一般使用許可を受けようとする者の住民票の写し又はその写し（本籍が記載されたものとし、個人が申請する場合に限る。）
- (2) 法人の登記事項証明書又はその写し（法人が申請する場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(一般使用許可証)

第 3 条 一般使用許可証は、様式第 2 号による。

(一般使用許可の条件等)

第 4 条 条例第 5 条第 3 項の規定により付す制限又は条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例及びこの規則の規定を遵守すること。
- (2) 一般使用許可を受けた日から 30 日以内に使用料を納付すること。
- (3) 使用料及び管理手数料を納付するまでの間に、墓所において墳墓等を設置するための工事及び植樹を行わないこと。
- (4) 墓所に植樹をした場合は、樹木の高さが別表第 1 に規定する地盤面からの高さの上限を超えることがないように適切に管理すること。

(5) 植樹がされた墓所について永代管理使用許可を受けた場合は、当該樹木の所有権を墳墓等とともに市に帰属させ、又は墳墓等の所有権を移転する日までに当該樹木を撤去しなければならないこと。

(6) その他市長が必要と認める事項

(永代管理使用の許可の申請)

第5条 条例第6条において読み替えて準用する条例第5条第1項の規定による永代管理使用許可の申請（第7条第2号において「永代管理使用許可の申請」という。）は、伊勢やすらぎ公園墓地永代管理使用許可申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

(1) 永代管理使用許可を受けようとする者の世帯全員の住民票の写し又はその写し（本籍が記載されたものに限る。）

(2) 埋蔵予定者の住民票の写し又はその写し（本籍が記載されたものに限る、埋蔵予定者が死亡している場合を除く。）

(3) 一般使用許可証（一般使用許可の申請と同時に申請する場合を除く。）

(4) その他市長が必要と認める書類

(永代管理使用許可証)

第6条 永代管理使用許可証は、様式第4号による。

(永代管理使用許可の条件等)

第7条 条例第6条において読み替えて準用する条例第5条第3項の規定により付す制限又は条件は、次に掲げる事項とする。

(1) 永代管理使用許可を受けた日から30日以内に永代管理手数料を納付すること。

(2) 永代管理手数料を納付するまでの間に、墓所において墳墓等を設置するための工事及び植樹を行わないこと（一般使用許可の申請と同時に当該墓所の永代管理使用許可の申請をする場合に限る。）。)

(3) 条例第8条第2号に規定する墓所等の所有権が市に帰属する日までに墳墓等を設置していない場合は、墳墓等を設置した日の翌日において当該墳墓等の所有権を市に帰属させなければならないこと。

(4) その他市長が必要と認める事項

(許可証の再交付の申請等)

第8条 条例第5条第4項の規定により一般使用許可証の再交付を受けようとする者は、伊勢やすらぎ公園墓地一般使用許可証・永代管理使用許可証再交付申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 本人確認書類又はその写し（個人が申請する場合に限る。）

(2) 法人の登記事項証明書又はその写し（法人が申請する場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 一般使用許可証の再交付があった場合には、亡失した一般使用許可証は、その効力を失う。

3 前2項の規定は、条例第6条において読み替えて準用する条例第5条第4項の規定による永代管理使用許可証の再交付について準用する。この場合において、第1項中「一般使用許可証の」とあるのは「永代管理使用許可証の」と、前項中「一般使用許可証」とあるのは「永代管理使用許可証」と読み替えるものとする。

(埋蔵の届出)

第9条 焼骨等の埋蔵をしようとするときは、伊勢やすらぎ公園墓地埋蔵届（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 一般使用許可証又は永代管理使用許可証

(2) 埋蔵しようとする焼骨の埋火葬許可証又は改葬許可証（焼骨を埋蔵する場合に限る。）

(3) その他市長が必要と認める書類

(管理手数料の納付)

第 10 条 管理手数料の納期限は、当該年度の 4 月 30 日とする。

2 一般使用許可を受けた日の属する年度分の管理手数料は、使用料と併せて納付しなければならない。

3 市長は、管理手数料の納付について、前 2 項の規定により難いと認めるときは、納期限を別に定めることができる。

(使用料等を還付する場合)

第 11 条 条例第 11 条ただし書の規定による還付は、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、行うものとする。

(管理手数料の減免等)

第 12 条 管理手数料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免又は徴収の猶予を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の職及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 減免又は徴収の猶予を受けようとする事由

(墳墓等の設置等)

第 13 条 墓石の設置は、1 区画の墓所につき 1 基までとする。

2 碑石又は形像類、盛土及び囲障の地盤面からの高さの上限は、別表第 2 のとおりとする。

3 台石の背部は、背割線と平行とし、かつ、囲障は、区画の境界から 1 センチメートル以上の間隔を保って設置しなければならない。

4 使用者は、墳墓等を設置し、若しくは変更しようとし、又は植樹をしようとするときは、あらかじめ、伊勢やすらぎ公園墓地墳墓等及び樹木

設置等工事届（様式第7号）に、工事の内容が分かる平面図、立面図等の図面を添付して、これを市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第14条 条例第14条の規則で定める事項は、個人にあつては氏名、住所及び本籍、法人にあつては名称、代表者の職及び氏名並びに主たる事務所の所在地とする。

2 条例第14条の規定による届出は、伊勢やすらぎ公園墓地使用者住所氏名等変更届（様式第8号）に、次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出してしなければならない。

- (1) 一般使用許可証
- (2) 氏名、住所若しくは本籍の変更を証する書類又はその写し（使用者が個人である場合に限る。）
- (3) 名称、代表者の職及び氏名並びに主たる事務所の所在地の変更を証する書類又はその写し（使用者が法人である場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（使用者の地位の承継の申請）

第15条 条例第15条第3項の規定による申請は、伊勢やすらぎ公園墓地使用者の地位承継申請書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出してしなければならない。

- (1) 被承継者の一般使用許可証（亡失し、又は滅失している場合で、市長が添付を要しないと認めるときを除く。）
- (2) 承継者の住民票の写し又はその写し（本籍が記載されたものとし、承継者が個人である場合に限る。）
- (3) 承継者の本人確認書類又はその写し（個人が申請する場合に限る。）
- (4) 被承継者と承継者との身分関係を証する書類又はその写し（承継者が個人である場合に限り、他の添付書類により確認できる場合を除く。）

く。)

(5) 法人の登記事項証明書又はその写し（承継者が法人である場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類
(墓所の返還)

第 16 条 条例第 16 条の規定による届出は、伊勢やすらぎ公園墓地墓所返還届（様式第 10 号）に、一般使用許可証を添付して、これを市長に提出してしなければならない。

2 永代管理使用許可を受けている者が条例第 16 条の規定による届出を行う場合における前項の規定の適用については、同項中「一般使用許可証」とあるのは、「一般使用許可証及び永代管理使用許可証」とする。

(その他)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、墓地の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

墓所の面積	地盤面からの高さの上限
4 平方メートル未満	0.6 メートル
4 平方メートル以上 8 平方メートル未満	1.0 メートル
8 平方メートル以上	2.0 メートル

別表第 2（第 13 条関係）

区分	地盤面からの高さの上限		
墓所の面積	碑石又は形像類	盛土	囲障
3 平方メートル未満	1.8 メートル	0.3 メートル	0.5 メートル

3 平方メートル以上 4 平方メートル未満	2.0 メートル	0.3 メートル	0.5 メートル
4 平方メートル以上 8 平方メートル未満	2.5 メートル	0.3 メートル	0.7 メートル
8 平方メートル以上	3.0 メートル	0.5 メートル	1.0 メートル

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地一般使用許可申請書

（宛先）伊勢市長

本 籍
住 所 〒 -

申請者 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)
フリガナ
氏 名
(法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号
メールアドレス

伊勢やすらぎ公園墓地の一般使用の許可を受けたいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

墓所番号	
墓所面積	m ²

- 申請に当たっては、次の内容を確認の上、□に✓を記入してください。
- ☐ 焼骨等を埋蔵する以外の目的には使用しません。
- ☐ 墓所を営利目的に使用しません。

添付書類

第 号
年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地一般使用許可証

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のあった伊勢やすらぎ公園墓地の一般使用について、次のとおり許可します。

墓地名称	伊勢やすらぎ公園墓地
墓所番号	
墓所面積	m ²
向き	
使用料	円
管理手数料	年 円

制限又は条件

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地永代管理使用許可申請書

（宛先）伊勢市長

本 籍
住 所 〒 -申請者 フリガナ
氏 名
電話番号
メールアドレス

伊勢やすらぎ公園墓地の永代管理使用の許可を受けたいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例第 6 条において準用する同条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

墓所番号	
墓所面積	m ²

埋蔵 予定者	本籍 住所	フリガナ 氏名	御存命又は御逝去 (生又は没)年月日	焼骨等 の場所
			御存命 ・ 御逝去	
			年 月 日	
			御存命 ・ 御逝去	
			年 月 日	
			御存命 ・ 御逝去	
			年 月 日	

※書ききれない場合は、別紙に記入してください。

申請に当たっては、次の内容を確認の上、□に✓を記入してください。 ☐ 焼骨等を埋蔵する以外の目的には使用しません。 ☐ 私の死亡後にその焼骨等を埋蔵することを希望します。 ☐ 墓所を営利目的に使用しません。
--

添付書類

第 号
年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地永代管理使用許可証

様

伊勢市長



年 月 日付けで申請のあった伊勢やすらぎ公園墓地の永代管理使用について、次のとおり許可します。

墓地名称	伊勢やすらぎ公園墓地
墓所番号	
面積	m ²
向き	
永代管理手数料	円

埋蔵 予定者	本籍 住所	フリガナ 氏名	御存命又は御逝去 (生又は没)年月日	焼骨等 の場所
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	

制限又は条件

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地一般使用許可証・永代管理使用許可証再交付申請書

（宛先）伊勢市長

住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

フリガナ

申請者 氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

伊勢やすらぎ公園墓地の一般使用許可証 永代管理使用許可証 の再交付を受けたいので、
伊勢やすらぎ公園墓地条例 第 5 条第 4 項
第 6 条において読み替えて準用する同条例第

5 条第 4 項 の規定により、次のとおり申請します。

墓所番号	
再交付の理由 （□に✓を記入してください。）	☐ 亡失 ☐ 滅失

添付書類

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地埋蔵届

（宛先）伊勢市長

住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

焼骨等を埋蔵したいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓所番号	
------	--

埋蔵 予定者	フリガナ 氏名	死亡年月日	埋蔵予定 年月日	使用者との 続柄
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	
		年 月 日	年 月 日	

※書ききれない場合は、別紙に記入してください。

添付書類

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地墳墓等及び樹木設置等工事届

（宛先）伊勢市長

住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

墳墓等を設置し、若しくは変更し、又は植樹をしたいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則第 13 条第 4 項の規定により、次のとおり届け出ます。

墓所番号			
墓所面積	m ²		
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
施工業者 （石材店）	所在地 〒 - 事業者名 電話番号		
工事箇所（該当する□に✓を記入してください。）	☐ 碑石又は形像類	高さ m	地盤面から m以内
	☐ 盛土	高さ m	地盤面から m以内
	☐ 囲障	高さ m	地盤面から m以内
	☐ 樹木	高さ m	地盤面から m以内

※伊勢やすらぎ公園墓地条例施行規則第 13 条第 3 項

台石の背部は、背割線と平行とし、かつ、囲障は、区画の境界から 1 センチメートル以上の間隔を保って設置しなければならない。

添付書類

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地使用者住所氏名等変更届

（宛先）伊勢市長

住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

以下の事項に変更がありましたので、伊勢やすらぎ公園墓地条例第 14 条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓所番号	
変更理由	

変更内容 （変更する事項の欄の□に✓を記入してください。）		変更年月日
□ 本籍	新	年 月 日
	旧	
□ 住所 （法人の場合は、 主たる事務所の所 在地）	新	年 月 日
	旧	
□ 氏名 （法人の場合は、 名称及び代表者の 職・氏名）	新	年 月 日
	旧	

添付書類

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地使用者の地位承継申請書

（宛先）伊勢市長

本 籍
住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

申請者 フリガナ

（承継者）氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

使用者の地位を承継したいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例第15条第3項の規定により、次のとおり申請します。

墓所番号	
------	--

使用者（被承継者）	
住所 （法人の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名 （法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）	
申請者からみた続柄 （個人の場合のみ記載）	
承継理由	

添付書類

年 月 日

伊勢やすらぎ公園墓地墓所返還届

（宛先）伊勢市長

住 所 〒 -

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

フリガナ

届出者 氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

メールアドレス

墓所を返還したいので、伊勢やすらぎ公園墓地条例第 16 条の規定により、次のとおり届け出ます。

墓所番号	
返還理由	

次の内容を確認の上、□に✓を記入してください。

（永代管理使用許可を受けていない場合）

☐ 当該墓所は、原状に回復しました。

（永代管理使用許可を受けている場合）

☐ 当該墓所に埋蔵されている焼骨等は、全て改葬しました。

添付書類

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 28 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第68号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則等の一部を改正する規則

(伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
施行細則の一部改正)

第1条 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正す
る。

第3条第2項中「支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通
知書」を「支給（給付）決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通
知書」に改め、同条第4項中「却下決定通知書」を「却下決定通知書（介
護給付費等）」に改め、同条第7項中「サービス等利用計画案提出依頼
書」を「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」に
改める。

第8条第2項中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書
（介護給付費等）」に改める。

第10条第1項中「計画相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援
給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「計
画相談支援給付費支給（却下）通知書」を「計画相談支援給付費・障害
児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改め、同条第3項中「計画相
談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変
更）届出書」に改め、同条第4項中「計画相談支援給付費支給取消通知
書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知
書」に改める。

第11条中「世帯状況・収入等申告書」を「世帯状況・収入等申告書（介
護給付費等）」に改める。

第12条第1項中「自立支援医療費（更生医療・育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第23号）」を「自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第23号）又は自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）（様式第23号の2）」に改める。

第13条第2項中「、自立支援医療受給者証（育成医療）及び自立支援医療費（更生医療・育成医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」を「若しくは自立支援医療費（更生）支給認定申請書（新規・再認定・変更）又は自立支援医療受給者証（育成医療）若しくは自立支援医療費（育成）支給認定申請書（新規・再認定・変更）」に、「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療・育成医療）（様式第26号）」を「自立支援医療受給者証等記載事項変更届（更生医療）（様式第26号）又は自立支援医療受給者証等記載事項変更届（育成医療）（様式第26号の2）」に改める。

第15条第1項中「高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第36号）」を「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第36号）又は令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書（様式第36号の2）」に改め、同条第2項中「高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第37号）」を「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第37号）又は令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書（様式第37号の2）」に改める。

第16条中「申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（介護給付費等）」に改める。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

**（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書**

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

		申請年月日		年 月 日	
申請者	フリガナ			個人番号	
	氏 名			生年月日	年 月 日
	居 住 地	〒		電話番号	
支給申請に係る 児童氏名	フリガナ			個人番号	
	氏 名			生年月日	年 月 日
				続 柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号	
障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援のサービスを申請する者に限る。）					

サービス利用の 状況	障害福祉 関係サービス	障害支援 区分の認定		有効 期間		
	利用中のサービスの種類と内容等					
介 護 保 険 サ ー ビ ス	要介護認定		要介護度			
	利用中のサービスの種類と内容等					
申請する サービス	区分	サービスの種類			申請に係る具体的内容	
	訪問系・その他	介護給付費		訓練等給付費		
		☐ 居 宅 介 護	☐ 就 労 定 着 支 援			
		☐ 重 度 訪 問 介 護	☐ 自 立 生 活 援 助			
		☐ 同 行 援 護	☐ 就 労 選 択 支 援			
		☐ 行 動 援 護				
	訓練系・就労系 日中活動系	☐ 短期入所		☐ 自立訓練（機能訓練）		
		☐ 療 養 介 護		☐ 自立訓練（生活訓練）		
		☐ 生 活 介 護		☐ 宿泊型自立訓練		
				☐ 就 労 移 行 支 援		
				☐ 就労移行支援（養成施設）		
				☐ 就 労 継 続 支 援 A 型		
		☐ 就 労 継 続 支 援 B 型				
居住系	☐ 施設入所支援		☐ 共同生活援助（グループホーム）			
地域相談 支援	☐ 地 域 移 行 支 援					
	☐ 地 域 定 着 支 援					

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するためには必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請する 減免の 種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ①利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が 80 万 9 千円以下のもの ②①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割 16 万円未満、障害児及び 20 歳未満の施設入所者：所得割 28 万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20 歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにも当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20 歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20 歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。
	☐ IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）	
☐ V 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。		

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

〒

-

第

年

月

号

日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)

支給(給付)決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給(及び)(利用者負担額減額・免除等)について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条(及び)第29条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第34条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の7及び第51条の14)の規定に基づき下記のとおり決定し、受給者証を交付しますので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号				地域相談支援 受給者証 番号				
支給(給付)決定障害者 (保護者)氏名				支給決定に係る 児童氏名				
障害支援 区分		支給(給付) 決定年月日		障害支援区分の 有効期間				
支給 給付 決定 内容	サービスの種類		支援の内容及び支給(給付)量			有効期間		
	特記事項							
利用者負担上限月額		円		左の上限月額の 適用期間				
特定障害者特別給付費 (施設入所支援)		日額 円		左の給付費の 適用期間				
特定障害者特別給付費 (共同生活援助・ 重度障害者等包括支援)		月額 円		左の給付費の 適用期間				
療養介護医療	公費負担者番号				公費受給者番号			
	療養介護医療(食事 療養(生活療養)を 除く)の負担上限月 額		月額 円		食事療養(生活療養)の負 担上限月額		月額 円	
	上 限 額 の 適 用 期 間							

(教示)

(お問合せ先)

様式第4号から様式第7号までを次のように改める。

〒 -

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

却下決定通知書（介護給付費等）

年 月 日に申請のありました（（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）の支給）及び（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

（お問合せ先）

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ			個人番号											
	氏名			生年月日	年 月 日										
	居住地	〒		電話番号											
支給申請に係る児童氏名	フリガナ			個人番号											
				生年月日	年 月 日										
				続柄											
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号						疾病名					
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援のサービスを申請する者に限る。)															

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定		有効期間		
	利用中のサービスの種類と内容等					
介護保険サービス	要介護認定		要介護度			
	利用中のサービスの種類と内容等					
変更の理由						

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
	訪問系・その他	□居宅介護	□就労定着支援	
□重度訪問介護		□自立生活援助		
□同行援護		□就労選択支援		
□行動援護				
□重度障害者等包括支援				
訓練系・就労系 日中活動系	□短期入所	□自立訓練(機能訓練)		
	□療養介護	□自立訓練(生活訓練)		
	□生活介護	□宿泊型自立訓練		
		□就労移行支援		
		□就労移行支援(養成施設)		
		□就労継続支援A型		
		□就労継続支援B型		
居住系	□施設入所支援	□共同生活援助(グループホーム)		
地域相談支援	□地域移行支援			
	□地域定着支援			

サービス等利用計画又は個別支援計画を作成するために必要があるときは、障害支援区分認定に係る認定調査・概況調査の内容、サービス利用意向聴取の内容、市審査会における審査判定結果・意見及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

(※) 主治医の欄は、介護給付費、訓練等給付費（共同生活援助に係るものであって入浴、排せつ又は食事等の介護の提供を受けることを希望する場合及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用を希望する場合に限る。）又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している者に限る。）を申請する場合記入すること。

申請 する 減 免 の 種 類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。） 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯（※）に属する者 ※ 療養介護を利用する場合は、①又は②の当てはまる方にも○を付ける。 ①利用者本人の合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万9千円以下のもの ②①以外のもの 3 市町村民税課税世帯（障害者：所得割16万円未満、障害児及び20歳未満の施設入所者：所得割28万円未満）に属する者	
	☐ II 医療型個別減免に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、医療型個別減免を申請します。	
	〈20歳以上の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 療養介護利用者であること（年齢 歳）。
	☐ III 施設入所者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（入所施設の食費等軽減措置） 下記のいずれにもあてはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象施設は、介護給付費の対象となる入所施設（障害者支援施設）	
	〈20歳以上の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。 2 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯の者	〈20歳未満の方〉 1 施設入所者であること（年齢 歳）。
	☐ IV グループホーム入居者（注）に対する特定障害者特別給付費（補足給付）に関する認定（家賃軽減措置） 市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯に当てはまるため、特定障害者特別給付費を申請します。 （注）対象事業所は、共同生活援助（グループホーム）	
	☐ V 生活保護への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

〒 -

第 年 月 日 号

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)
支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました((介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の5)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9)の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番	証号											支給決定障害者(保護者)氏名	
変更年月日												支給決定に係る児童氏名	
変更の内容	変更前												
	変更後												

受給者証を に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要です。

提出先

提出期限

年 月 日

(教示)

(お問合せ先)

〒 -

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。

・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先

電話番号

提出期限 年 月 日

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

〒 -

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害支援区分認定通知書

年 月 日付けの支給申請に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条の規定により、下記のとおり障害支援区分の認定を行ったので通知します。

記

氏 名		認定年月日	
障害支援区分	備考		
障害支援区分の認定の有効期間			
(留意事項) 1 上記の障害支援区分や申請者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定を行います。 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。			

(教示)

(お問合せ先)

〒 -

第 年 月 日 号

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害支援区分変更認定通知書

年 月 日付けの(支給申請 支給決定の変更申請)に基づき(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 21 条 第 24 条)の規定により、下記のとおり障害支援区分の変更の認定を行ったので通知します。

記

受給者証 番号		支給決定障害者氏名	
認定年月日			

障害支援区分	変更前	
	変更後	
	備考	
障害支援区分の 認定の有効期間		
(留意事項) 1 変更後の障害支援区分や利用者の方のサービスの利用意向等を踏まえ、別途サービス利用に係る支給決定(の変更)を行います。 2 認定の有効期間内であっても、状態の変化等により障害支援区分の変更をする場合があります。 3 認定結果等について、不明な点があれば下記の担当課にご連絡ください。		

(教示)

(お問合せ先)

様式第14号から様式第23号までを次のように改める。

〒

-

第
年

月

号
日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支給（給付）決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 25 条第 1 項及び第 51 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり支給（給付）決定を取り消しましたので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番号		地域相談支援 受給者証 番号	
支給（給付）決定障害者 （保護者）氏名		支給決定に係る 児童氏名	
支給（給付） 決定取消日			
取消理由			

受給者証を
提出されている方は、不要です。

に返還してください。ただし、既に受給

返還先

返還期限 年 月 日

(教示)

(お問合せ先)

(一)				(二)				(三)			
障害福祉サービス受給者証				介護給付費の支給決定内容				サービス種別			
受給者証番号				障害支援区分				支給量等			
支給決定障害者等		居住地		認定有効期間		年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
		フリガナ		サービス種別				サービス種別			
		氏名		支給量等				支給量等			
		生年月日 年 月 日		支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
児童		フリガナ		サービス種別				サービス種別			
		氏名		支給量等				支給量等			
生年月日				支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		サービス種別			
障害種別				サービス種別				支給量等			
交付年月日 年 月 日				支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
支給市町村名 及び 印		伊勢市厚生福祉事務所長 印		支給量等				サービス種別			
				支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
				予備欄							

(四)			(五)			(六)		
訓練等給付費の支給決定内容			計画相談支援給付費の支給内容			利用者負担に関する事項		
障害支援区分			支給期間	年 月 日から 年 月 日まで	負担上限 月額		円	
認定有効期間		年 月 日から 年 月 日まで	指定特定相談支援事業所名			適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
サービス種別			モニタリング期間			食事提供体制加算対象者		
支給量等						適用期間	年 月 日から 年 月 日まで	
支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	予備欄			利用者負担上限額管理対象者該当の有無		
サービス種別						利用者負担上限額管理事業所名		
支給量等			特定障害者特別給付費の支給内容					
			施設入所支援					
			支給額	円/日		特記事項欄		
支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
サービス種別			共同生活援助又は重度障害者等包括支援					
支給量等			支給額	円/月				
支給決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	適用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
予備欄			予備欄			予備欄		

(七)

番号	訪問系サービス事業者記入欄
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
1	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
2	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
3	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量

(八)

番号	訪問系サービス事業者記入欄
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
4	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
5	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	サービス内容
6	契約支給量 月 時間 分 契約日 年 月 日 当該契約支給量によるサービス提供終了日 年 月 日 サービス提供終了月中の終了日までの既提供量

(九)

短期入所事業者実績記入欄				
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計
1		年 月 日から 年 月 日まで		
2		年 月 日から 年 月 日まで		
3		年 月 日から 年 月 日まで		
4		年 月 日から 年 月 日まで		
5		年 月 日から 年 月 日まで		
6		年 月 日から 年 月 日まで		
7		年 月 日から 年 月 日まで		
8		年 月 日から 年 月 日まで		
9		年 月 日から 年 月 日まで		
10		年 月 日から 年 月 日まで		
11		年 月 日から 年 月 日まで		
12		年 月 日から 年 月 日まで		

(十)

生活介護・自立訓練・就労選択支援・ 就労移行支援・就労継続支援事業者記入欄	
番号	事業者及びその 事業所の名称
1	サービス内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給額による サービス提供終了日
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量
2	事業者及びその 事業所の名称
	サービス内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給額による サービス提供終了日
3	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量
	事業者及びその 事業所の名称
	サービス内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給額による サービス提供終了日
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量

(十一)

療養介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄	
番号	事業者及びその 事業所の名称
1	入所(居)日
	退所(居)日
2	入所(居)日
	退所(居)日
予備欄	

(十二)

就労定着支援・自立生活援助 事業者記入欄	
番号	事業者及びその 事業所の名称
1	利用開始日
	利用終了日
2	サービス提供終了日
	サービス提供終了日
予備欄	

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害福祉サービス等、共生型障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを受けようとするときは、必ずこの証を指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当事業所に提示してください。
- 3 療養介護を受けようとするときは、この証に医療保険各法の資格に係る情報を確認できる書類等及び療養介護医療受給者証を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
- 4 指定障害福祉サービス等を受けるときに支払う金額は、当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が、指定障害福祉サービス等に要した費用(食費、光熱水費等を除く。)の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額)です。ただし、六面の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります(個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています)。なお、基準該当障害福祉サービスを受ける場合は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額及び特定障害者特別給付費については、毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 支給決定期間を経過したときは介護給付費等の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請を受けることができます。また、他の種類の障害福祉サービスを、市町村に支給申請をしてください。(サービスの種類によっては、障害支援区分の(変更)認定を受ける必要があります。)
- 8 この証の一、六面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 9 支給決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村(旧居住地の市町村)に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったり、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 13 支給決定の内容欄に記載されていない障害福祉サービスについては、介護給付費等の支給は受けられません。

(一)				(二)				(三)					
地域相談支援受給者証				地域相談支援給付費の給付決定内容				一般相談支援事業者記載欄					
受給者証番号				地域相談支援の種類				提供する 地域相談支援の 種類		事業者及びその事業所 の名称		契約日 サービス提供終了日	
地域相談支援 給付決定 障害者		居住地		地域相談支援給付量等						契約日		年 月 日	
		フリガナ		地域相談支援給付 決定期間		年 月 日から 年 月 日まで				サービス提供終了日		年 月 日	
		氏名		地域相談支援の種類						契約日		年 月 日	
		生年月日		地域相談支援給付量等						サービス提供終了日		年 月 日	
		障害種別		地域相談支援給付 決定期間		年 月 日から 年 月 日まで		予備欄					
交付年月日		年 月 日											
		支給市町村名 及び印											

(四)			(五)
計画相談支援給付費の支給内容			注意事項欄
支給期間	年	月から 年 月まで	1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。 2 指定地域相談支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定一般相談支援事業者に提示してください。 3 給付決定期間を経過したときは地域相談支援給付費の給付を受けられませんので、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、給付の再申請をしてください。 4 この証の一面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。 5 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。 また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。 6 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。 また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。 7 受給者の資格がなくなったり、直ちにこの証を市町村に返してください。 8 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。 9 給付決定の内容欄に記載されていない地域相談支援については、地域相談支援給付費の給付は受けられません。
指定特定相談支援事業所名			
モニタリング期間			
予備欄			

受給者証再交付申請書 (介護給付費等)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の 種 類	1 障害福祉サービス受給者証	受給者 証番号	
	2 地域相談支援受給者証		
	3 療養介護医療受給者証		

フリガナ		生年月日	年	月	日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏名		個 人 番 号			
居 住 地	〒				
		電話番号			
フリガナ		生年月日	年	月	日
支給決定に係る 児 童 氏 名		続柄			
		個 人 番 号			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 2 紛失 3 その他
	具体的な状況

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)

療養介護医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
支給決定障害者	居住地								
	フリガナ	生 年 月 日							
	氏 名	年 月 日							
負担上限月額	療養介護医療(食事療養(生活療養)を除く)	月額	円						
	食事療養(生活療養)	月額	円						
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで								
交付年月日	年 月 日								
特記事項									
支給市町村名及び印									

注 意 事 項 欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 療養介護を受けようとするときは、必ずこの証に障害福祉サービス受給者証及び医療保険各法の資格に係る情報を確認できる書類等を添えて、指定療養介護事業所に提示してください。
- 療養介護医療の負担上限月額はこの証の負担上限月額欄に記載された金額が1月当たりの上限になります。(※医療型個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。)
- 療養介護医療の負担上限月額は毎年利用者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 療養介護に係る介護給付費の支給決定期間を経過したときは、療養介護医療費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、療養介護に係る介護給付費の支給の再申請をしてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 支給決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。
- 受給者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画相談支援給付費・児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		個 人 番 号			
	居 住 地	〒				
		電話番号				
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年	月	日
			続柄			
			個 人 番 号			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		申請者 との関係
氏 名		
住 所	〒	
		電話番号

217

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

区分	
----	--

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏 名		個 人 番 号				
	居 住 地	〒					
		電話番号					
申請に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日			
	氏 名		続柄				
			個 人 番 号				

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
住 所	〒 電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

變更年月日 年 月 日

〒 -

第 年 月 号 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項・児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

障害福祉サービス 受給者証 番 号		地域相談支援 受給者証 番 号	
通所受給者証番号			
支給取消に係る 障害者(保護者)		支給取消に係る 児 童 名	
支 給 取 消 日			
取 消 理 由			
障害福祉サービス 受給者証、地域相談 支援受給者証又は 通所受給者証提出 先及び提出期限	提出先： 提出期限：		

(教示)

(お問合せ先)

様

世帯状況・収入等申告書(介護給付費等)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者住所

氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

障害者(20歳未満の施設に入所する者を除く。)で配偶者がいる場合には、世帯員欄に配偶者を記入してください。

申請者が20歳未満の施設に入所する者又は障害児の保護者の場合には、世帯員欄に住民票上の世帯に属する世帯員について記入してください。

	氏 名	生年月日	本人との関係	扶養親族等の人数		市町村民税の状況
		個人番号		16歳未満	16~18歳	
申請者		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
世帯員		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税

2 申請者の収入の状況について

(以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付(施設入所者に限る。)を申請する場合のみ記入してください。)

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額

円

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種 類	収入額
稼得等収入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過福祉手当、特別児童扶養手当)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
収入その他	仕送り収入	円
	不動産による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

(記入上の注意)

- 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
- 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

自立支援医療費(更生)支給認定申請書(新規・再認定・変更)																		
※該当する新規・再認定・変更（自己負担限度額及び指定医療機関の変更認定の申請の場合）のいずれかに○をする。																		
受診者	フリガナ											年齢	生 年 月 日					
	氏 名											歳	年 月 日					
	住 所											電 話 番 号						
	個 人 番 号																	
負担額に関する事項	受診者の加入医療保険の記号及び番号											保険者番号					保 険 種 別	
												保 険 者 名						
	受診者と同一保険の加入者	氏名										個人番号						
該当する所得区分											重度かつ継続							
身体障害者手帳番号											受給者番号							
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関名										所 在 地 ・ 電 話 番 号							
備考																		
私は、上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。																		
申請者氏名																		
年 月 日																		
(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長																		
私は、自立支援医療(更生医療)の適正な助成のため、氏名、生年月日、受給者番号、自己負担上限額、申請年月日又は変更(追加)年月日を上記受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局等)に情報提供することに同意します。																		
氏名																		

※ 「該当する所得区分」、「重度かつ継続」はチェックシートを参照し、該当すると思う区分を記入する。

※ 「受給者番号」は再認定又は変更の方のみ記入。

※ 「申請者氏名」については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

----- ここから下の欄には記入しないでください。 -----

自治体記入欄

申請受理	前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上	重度かつ継続	該当・非該当・非該当本人確認
	所得確認書類	市町村民税課税証明書・市町村民税非課税証明書・標準負担額減額認定書 生活保護受給世帯の証明書・同意書による確認・その他()		
	経 由 機 関	医療機関()・施設()・その他()		
	備 考			

様式第23号の次に次の1様式を加える。

※ 「申請者氏名」については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

----- ここから下の欄には記入しないでください。

224

様式第24号から様式第26号までを次のように改める。

〒

第 年 月 日 号

様

通 知 書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 53 条第 1 項の規定による自立支援医療の申請は、次により認定されませんでしたので通知します。

申 請 日			
受診者氏名		生年月日	
住 所			
保護者氏名			
理 由			

(教示)

(お問合せ先)

自立支援医療受給者証 (更生医療)									
公費負担者番号									
自立支援医療費受給者番号									
受 診 者	フリガナ								生年月日
	氏 名								
	住 所								
	加入医療保険の 記号及び番号						保険者番号		
							保険者名		
	特定疾病療養 受療の認定								
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所					所在地・ 電話番号			
	薬 局					所在地・ 電話番号			
	訪問看護事業者					所在地・ 電話番号			
重度かつ継続						自己負担上限額			
有 効 期 間		から まで							
上記のとおり認定する。 年 月 日 伊勢市厚生福祉事務所長 印									

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口提出すること。

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）

公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特記事項	

自立支援医療受給者証 (育成医療)									
公費負担者番号									
自立支援医療費 受給者番号									
受 診 者	フリガナ							生年月日	
	氏 名								
	住 所								
	加入医療保険の 記号及び番号					保険者番号			
						保険者名			
特定疾病療養 受療の認定									
保護者 (受診者が 18 歳未満の場合記入)		フリガナ						続柄	
		氏 名							
		住 所							
指 定 医 療 機 関 名	病院・診療所					所在地・ 電話番号			
	薬 局					所在地・ 電話番号			
	訪問看護事業者					所在地・ 電話番号			
重度かつ継続						自己負担上限額			
有 効 期 間		から まで							
上記のとおり認定する。 年 月 日									
伊勢市厚生福祉事務所長 									

※ 人工透析を受ける方については、本受給者証と併せて特定疾病療養受療証、特定疾病区分が記載された資格確認書等を医療機関窓口提出すること。

自立支援医療受給者証（対象となる障害名及び医療の具体的方針）

公費負担の対象となる障害	
医療の具体的方針	
特記事項	

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(更生医療)															
受 診 者	フリガナ											生 年 月 日			
	氏 名											年 月 日			
	住 所	〒										電 話 番 号			
	個 人 番 号														
自立支援医療費受給者番号															
受給者証の有効期間		から まで													
変 更 内 容	事 項	変 更 前					変 更 後								
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・住 所・電話番号)														
	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者)														
	身体障害者手帳番号														
備 考															
私は、自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。															
届出者氏名 年 月 日 (宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長															

※1 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載すること。

※2 加入医療保険に関する事項の変更を行う場合は、変更した内容を証する書類等を提示すること。

様式第26号の次に次の1様式を加える。

自立支援医療受給者証等記載事項変更届(育成医療)																
受 診 者	フリガナ											生 年 月 日				
	氏 名											年 月 日				
	住 所	〒										電 話 番 号				
	個 人 番 号															
保護者(受診者が18歳未満の場合に記入)		フリガナ											続 柄			
		氏 名														
		住 所	〒 ☐ 受診者と同じ										電 話 番 号			
		個人番号														
自立支援医療費受給者番号																
受給者証の有効期間		から まで														
変 更 内 容	事 項	変 更 前							変 更 後							
	受診者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住 所・電 話 番 号)															
	保護者に関する事項 (氏名・氏名フリガナ・ 住 所・電 話 番 号)															
	加入医療保険に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者)															
	身体障害者手帳番号															
備 考																
私は、自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給者証に記載された事項の変更について、上記のとおり届け出ます。																
届出者氏名																
年 月 日																
(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長																

- ※1 自己負担上限額(所得区分及び重度かつ継続該当・非該当)及び指定自立支援医療機関の変更については、支給認定の変更を行うため、自立支援医療支給認定申請書(変更)に記載すること。
- ※2 加入医療保険に関する事項の変更を行う場合は、変更した内容を証する書類等を提示すること。

様式第27号を次のように改める。

補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書

申請日 年 月 日

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

申請者	住 所												
	氏 名												
	個 人 番 号												
	対象者との続柄												
	電 話 番 号												

下記のとおり補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）をいたします。

補装具費の支給申請（購入・借受け・修理）の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料その他について、各関係機関に調査、照会又は閲覧することを承諾します。

対 象 者	☐ 申請者と同じ ※申請者と同じ場合、生年月日のみ記載してください。												
	住 所												
	フリガナ 氏 名												
	個人番号												
	生年月日	年 月 日			電話番号								
身体障害者手帳 障 害 名		手帳番号	第 号										
		交付年月日	年 月 日			障害種別・等級							
疾患名		(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に規定する疾患名を記載のこと。)											
購入・借受け・修理 を受ける補装具名													
判定予定日													
希 望 す る 補 装 具 事 業 者	名 称												
	所在地												
	電話番号							FAX					
該当する所得区分													
生活保護への移行予 防措置に関する認定		☐ 生活保護への移行予防（定率負担減免措置）を希望します。											

様式第29号から様式第34号までを次のように改める。

調 査 書

申請年月日		年 月 日		申請の種類			
対 象 者	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日		年 月 日		電 話 番 号		
世 帯 員 の 状 況	氏 名		年 齢	対象者 と の 続 柄	課 税 状 況		備 考
					課税区分	市町村民税 所得割	
	非 課 税 世 帯	氏 名		所 得	障害年金	手 当	合 計
		円	円	円	円		
世帯区分							
基 準 額		見 積 額		利 用 者 負 担 額		公 費 負 担 額	
円		円		円		円	
月 額 負 担 上 限 額							
円							
用 具 名		基 準 額	見 積 額	利 用 者 負 担		公 費 負 担	
		円	円	円		円	
上記のとおり確認しました。 年 月 日 調査者							

第 年 月 日 号

判 定 依 頼 書

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

次の者に対する補装具の判定を依頼します。

対 象 者	フリガナ		生年月日	
	氏 名			
	住 所			
身 体 障 害 者 手 帳	手帳番号		等 級	
	交付日		再交付日	
障 害 名				
申 請 の 種 類				
最近 6 年間の補装具購入・借受け・修理状況				
判 定 依 頼 事 項				
備 考				

- (注) (1) 補装具の書類判定の場合は、判定記録（及び見積書写し）を添付すること。
 (2) 電動車椅子の判定については、調査書に操作訓練結果表を添付すること。
 (3) 身障手帳と同時申請の場合は、手帳申請の診断書写しを添付すること。

(お問合せ先)

〒 -

第 年 月 号
日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



判 定 通 知 書

様

先にありました補装具費の申請については、専門的判定の必要がありますので、三重県障害者相談支援センターにおいて判定を行うことになりました。

なお、当日は本書をお持ちください。

記

1 身体障害者手帳番号

2 判定依頼事項

(お問合せ先)

〒 -

第 年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



補装具費支給決定通知書

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

対 象 者	住 所	〒			
	フリガナ				
	氏 名				
	生年月日	年 月 日	電話番号		
保 護 者 氏 名				続 柄	
支 給 番 号				支給決定日	年 月 日
決 定 内 容				借受け期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補 装 具 名					
補 装 具 事 業 者	名 称				
	所 在 地	〒			
	電話番号				
基準額		見積額	利用者負担額		公費負担額
円		円	合計額	円	(合計額)
月額負担上限額		月額 (借受けの場合)	(初月)	円	円
			(中間月)	円	
			(最終月)	円	

(教示)

(お問合せ先)

補 装 具 費 支 給 券

支給番号		支 給 日 決 定 日		購入・借受け・ 修理の別	
借 受 け 期 間 (借受けの場合)		年 月 日 ~ 年 月 日			
氏 名		生年月日			
住 所					
保 護 者 氏 名		続 柄			
補装具の名称					
修 理 部 位					
処 方					
補 装 具 事 業 者	名 称				
	所在地				
	電話番号				
基準額		見積額		利用者負担額	
円		円			
月額負担上限額				円	
円				円	
上記のとおり決定する。 年 月 日 伊勢市厚生福祉事務所長 印					
適 合 判 定	判 定 日 年 月 日	年 月 日	判定員 職氏名		
受 領	受 領 日 年 月 日	年 月 日	受領者 氏名		本人との 関係

(お問合せ先)

〒 -

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

却下決定通知書

先に申請された補装具費の支給申請及び利用者負担額減額・免除等申請については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

(教示)

(お問合せ先)

様式第36号を次のように改める。

令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 5 第 1 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

		申請年月日		年		月		日		
フリガナ		①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法								
申請者氏名 (支給決定障害者等氏名)		制度		受給者証番号・被保険者証番号						
生年月日		①								
年		②								
月		③								
日										
個人番号										
居住地		〒								
		電話番号								
フリガナ		続柄								
支給決定に係る児童氏名		生年月日		年 月 日						
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額				申請に係るサービス利用月		年 月 分				
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額										
同一世帯に属する他の	氏名		生年月日		①障害者総合支援法②児童福祉法③介護保険法					
					制 度					
					受給者証番号・被保険者証番号					
					①					
					②					
	個人番号				③					
					①					
					②					
	個人番号				③					
					①					
				②						
個人番号				③						

(注 1) 支払額を証する領収書を添付してください。
(注 2) 世帯範囲の特例の適用を受けている場合は、その世帯範囲で申請してください。
(注 3) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

受取口座		☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。											
口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 ()		本店 支店 出張所 ()		種目		口座番号						
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金								
					2 当座預金								
					4 貯蓄預金								
					9 その他								
ゆうちょ銀行		記号				番号							
口座名義人カナ													
申請書提出者		☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)											
フリガナ				申請者 との関係									
氏名													
住所		〒				電話番号							

様式第36号の次に次の1様式を加える。

令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 5 第 6 項に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ													①障害者総合支援法 ②介護保険法					
申請者氏名													制 度	受給者証番号・被保険者証番号				
生 年 月 日	年 月 日												①					
個 人 番 号													②					
居 住 地	〒																	
	電話番号																	
フリガナ					生年月日				個 人 番 号									
配偶者氏名																		
サービス利用月の障害福祉相当介護保険サービス支払額(注)					申請に係るサービス利用月				年 月 分				65 歳に達するまでの介護保険法による保険給付の受給有無				☐ 無 ☐ 有	

(注) 生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載(本人支払額があれば分けて記載)してください。

(注) 支払額を証する領収書を添付してください。

受取口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。															
口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合 ()				本店 支店 出張所 ()				種 目		口 座 番 号					
	金融機関コード				店舗コード				1 普通預金 2 当座預金 4 貯蓄預金 9 その他							
	ゆうちょ銀行				記号				番号							
	口座名義人カナ															

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)														
フリガナ													申 請 者 との関係		
氏 名															
住 所	〒														
	電話番号														

様式第37号を次のように改める。

〒 -

第 年 月 号
日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 5 第 1 項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支給決定障害者 （保護者）氏名		受給者 証番号											
支給決定に係る 児 童 氏 名													

申請年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額		申請に係る サービス利用月	
支 給		支 給 金 額	
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関	
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	口座名義人	

（教示）

（お問合せ先）

様式第37号の次に次の1様式を加える。

第 年 月 号 日

〒 -

様

伊勢市厚生福祉事務所長 印

令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費
支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額障害福祉サービス等給付費の支給について障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 43 条の 5 第 6 項に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名											受給者証番号									
申請年月日	年 月 日			決定年月日	年 月 日															
障害福祉相当介護保険サービスに係る本人支払額（注）				申請に係る障害福祉相当介護保険サービスの利用月																
支 給				支 給 金 額																
不支給の理由																				

（注）生活保護受給者等の方については、生活保護制度における介護扶助等の金額を記載（本人支払額があれば分けて記載）しています。

振込先	金融機関	
	口座種目	
	口座番号	
	口座名義人	

（教示）

（お問合せ先）

様式第38号を次のように改める。

申請内容変更届出書 (介護給付費等)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年	月	日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号			
居 住 地	〒				
	電話番号				
フリガナ		生年月日	年	月	日
支給決定に係る 児童氏名		続柄			
		個 人 番 号			

届出書提出者	☐ 支給 (給付) 決定障害者等 (本人)		☐ 本人以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		本人と の関係		
氏 名				
住 所	〒			
	電話番号			

変更事項 (該当に○を して下さい。)	支給 (給付) 決定障害 者等に関する事	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	支給決定に係る児童 に関する事	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

(伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則（平成24年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「世帯状況・収入等申告書」を「世帯状況・収入等申告書（障害児通所給付費）」に改め、同条第3項中「却下決定通知書」を「却下決定通知書（障害児通所給付費）」に改め、同条第6項中「障害児支援利用計画案提出依頼書」を「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」に改める。

第7条第2項中「受給者証再交付申請書」を「受給者証再交付申請書（障害児通所給付費）」に改める。

第9条第1項中「障害児相談支援給付費支給申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書」に改め、同条第3項中「障害児相談支援依頼（変更）届出書」を「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」に改め、同条第4項中「障害児相談支援給付費支給取消通知書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給決定取消通知書」に改める。

第11条第1項中「高額障害児通所給付費支給申請書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「高額障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書」を「高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

第12条中「申請内容変更届出書」を「申請内容変更届出書（障害児通所給付費）」に改める。

様式第1号から様式第7号までを次のように改める。

**障害児通所給付費
支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書**

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり申請します。

		申請年月日		年		月		日	
申請者	フリガナ			個人番号					
	氏 名			生年月日	年 月 日				
	居 住 地	〒		電話番号					
フリガナ				個人番号					
支給申請に係る 児 童 氏 名				生年月日	年 月 日				
				続 柄					
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者保健 福祉手帳番号		疾病名			

サービス利用の状況	障 害 福 祉 関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
申請する支援	支援の種類	
	申請に係る具体的内容	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
		☐ 保育所等訪問支援

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するためには必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、伊勢市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者若しくは障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
電話番号				

※主治医の欄は、かかりつけの医師がいる場合に記載すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	☐ II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	☐ III 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
電話番号			

世帯状況・収入等申告書 (障害児通所給付費)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

申告年月日 年 月 日

申告者住所

氏名

次のとおり申告します。

1 世帯の状況等について

世帯員欄に住民票上の世帯に属する世帯員について記入してください。

	氏 名	生年月日	本人と の関係	扶養親族等の人数		市町村民税の 状況
		個人番号		16歳未満	16~18歳	
申請者		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
世 帯 員		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税
		年 月 日				☐ 課税 ☐ 非課税

2 申請者の収入の状況について

(以下の(1)(2)の部分は、医療型個別減免・補足給付(施設入所者に限る。)を申請する場合のみ記入してください。)

(1) 合計所得金額の状況

合計所得金額	円
--------	---

(2) 収入等の状況

収入(A)(年収)

区分	種 類	収入額
稼 得 等 収 入	障害年金等(障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、特別障害給付金、障害を事由に支給される労災による年金等、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金、老齢基礎年金、老齢厚生年金等)	円
	特別児童扶養手当等(特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当)	円
	工賃等収入	円
	その他の収入()	円
収 入 の 他	仕送り収入	円
	不動産による家賃収入	円
	その他の収入()	円

必要経費(B)

種 類	内 容	金 額
租 税		円
		円
社会保険料		円
		円

(記入上の注意)

- 1 収入のうち証明書等があるものは、この申請書に必ず添付してください。
- 2 書ききれない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 3 不実の申告をした場合、関係法令により処罰される場合があります。

〒

-

第
年

月

号
日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



障害児通所給付費支給決定通知書兼 利用者負担額減額・免除等決定通知書

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の7の規定に基づき下記のとおり決定したので、受給者証を交付し通知します。

記

受給者証番	証号									通所給付決定				
										保護者氏名				
給付決定年月日										給付決定に係る				
										障害児氏名				
負担上限月額										左の上限月額の				
										適用期間				
多子軽減対象										無償化対象期間				
給付決定内容	通所支援の種類			支給量						有効期間				
	特記事項													
肢体不自由児通所医療	公費負担者番号										公費受給者番号			
	肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)の負担上限月額		月額								円			
	上限額の適用期間													

(教示)

(お問合せ先)

〒

-

第
年

月

号
日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



却下決定通知書（障害児通所給付費）

年 月 日に申請のありました障害児通所給付費の支給（及び）（利用者負担額減額・免除等）については、下記の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

1 申請事項

2 却下の理由

（教示）

（お問合せ先）

次のとおり申請します。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
	変更の理由	
申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものを除く。）	
	☐ 児童発達支援（肢体不自由のある児童に対して治療を行うものに限る。）	
	☐ 放課後等デイサービス	
	☐ 居宅訪問型児童発達支援	
	☐ 保育所等訪問支援	

申請者氏名

主治医 (※)	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒 電話番号		

※主治医の欄は、かかりつけの医師がいる場合に記載すること。

申請する減免の種類	☐ I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯に属する者 3 市町村民税課税世帯(所得割 28 万円未満)に属する者
	☐ II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○を付ける。) 1 第2子に該当する者 2 第3子以降に該当する者 ※ 在園証明等が必要となります。
	☐ III 生活保護への移行予防措置(自己負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護への移行予防措置(☐ 自己負担減免措置 ☐ 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒 電話番号		

〒 -

第 年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



障害児通所給付費支給変更決定通知書兼 利用者負担額減額・免除等変更決定通知書

年 月 日に申請のありました(障害児通所給付費の支給変更)(及び)(利用者負担額減額・免除等の変更)について、児童福祉法第21条の5の3及び第21条の5の8の規定に基づき下記のとおり決定し、通知します。

記

受給者証番号		通所給付決定保護者氏名	
変更年月日		給付決定に係る障害児氏名	
変更の内容	変更前		
	変更後		

受給者証を
す。

に提出してください。ただし、既に受給者証を提出されている方は、不要で

提出先
提出期限

(教示)

(お問合せ先)

〒 -

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。
提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

- ・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書
※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給の期間内であるときは、提出不要。
- ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。

提出先

電話番号

提出期限

年 月 日

様式第11号から様式第22号までを次のように改める。

様式第 11 号 (第 6 条関係)

〒	-
様	

第 年 月 号 日

伊勢市厚生福祉事務所長 印

支給決定取消通知書

児童福祉法第 21 条の 5 の 9 第 1 項の規定により、下記のとおり給付決定を取り消しましたので通知します

記

受給者証番号		給付決定 保護者氏名	
支給決定取消日		給付決定に係る 児 童 氏 名	
取 消 理 由			

受給者証を
方は、不要です。

に返還してください。ただし、既に受給者証を提出されている

返還先

返還期限 年 月 日

(教示)

(お問合せ先)

(一)

通所受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
フリガナ 氏名	
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月 日
支給者 及 市町村 印	

(二)

障害児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項欄	
予備欄	

(三)

障害児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
支援の種類	
支給量等	
給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
特記事項欄	
予備欄	

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限 月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制加算対象者	
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(六)

番号	障害児通所支援事業者記入欄
1	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
2	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
3	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容

(七)

番号	障害児通所支援事業者記入欄
4	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
5	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
6	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容

(八)

番号	障害児通所支援事業者記入欄
7	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
8	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
9	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容
	契約支給量
	契約約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の終了日まででの既提供量
	事業者及びその事業所の名称
	支援の内容

(九)

注意事項欄

- 1 この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 2 指定障害児通所支援、共生型通所支援又は基準該当通所支援を受けようとするときは、必ずこの証を指定障害児通所支援事業者又は基準該当事業所に提示してください。
- 3 児童発達支援のうち治療に係るものを受けようとするときは、この証に医療保険各法の資格に係る情報を確認できる書類等及び肢体不自由児通所医療受給者証を添えて、指定児童発達支援事業所（治療を行うものに限る。）に提示してください。
- 4 指定通所支援等を受けるときに支払う金額は、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額（当該政令で定める額が、指定障害児通所支援等に要した費用（食費、光熱水費等を除く。）の総額の1割相当を超えるときは1割相当の額）です。ただし、五面の負担上限月額額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります（個別減免等の認定を受けた場合には減免後の額が表示されています。）。なお、基準該当通所支援を受ける場合は市町村の窓口にお問い合わせください。
- 5 負担上限月額については、毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定しますので、所定の時期に、この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 6 給付決定期間を経過したときは障害児通所給付費等の支給を受けられませんが、給付決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、支給の再申請をしてください。

(十)

注意事項欄

- 7 支給量の変更を必要とする場合は、支給量の変更の申請をすることができず、また、他の種類の障害児通所支援を受ける必要がある場合は、市町村に支給申請をしてください。
- 8 この証の一、五面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて市町村にその旨を届け出てください。
- 9 給付決定期間内に、居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、支給決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村（旧居住地の市町村）に届け出てください。
- 10 この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに市町村に返してください。
- 11 受給者の資格がなくなったり、直ちにこの証を市町村に返してください。
- 12 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰される場合があります。
- 13 給付決定の内容欄に記載されていない障害児通所支援については、障害児通所給付費等の支給は受けられません。

受給者証再交付申請書 (障害児通所給付費)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証 の 種 類	1 通所受給者証	受給者 証番号	
	2 肢体不自由児通所医療受給者証		

フリガナ		生年月日	年 月 日																
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号																	
		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	
居 住 地	〒																		
	電話番号																		
フリガナ		生年月日	年 月 日																
支給決定に係る 児 童 氏 名		続柄																	
		個 人 番 号																	
		<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																	

申請書提出者	☐ 給付決定保護者 (本人) ☐ 給付決定保護者以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

申請の理由	1 汚損 具体的な状況	2 紛失	3 その他

※従前使用していた受給者証を添付すること。(紛失を除く。)

肢体不自由児通所医療受給者証									
公費負担者番号									
公費受給者番号									
通所給付決定保護者	居住地								
	フリガナ	生年月日							
	氏名		年	月	日				
負担上限月額	肢体不自由児通所医療 (食事療養を除く)	月額	円						
適用期間	年	月	日	から	年	月	日	まで	
交付年月日	年	月	日						
特記事項									
支給市町村名 及び印									

注意事項欄

- この証は、各面をよく読んで大切に持っていてください。
- 児童発達支援のうち治療に係るもの(以下「肢体不自由児通所医療」という。)を受けようとするときは、必ずこの証に障害児通所受給者証及び医療保険各法の資格に係る情報を確認できる書類等を添えて、指定児童発達支援事業所に提示してください。
- 肢体不自由児通所医療の負担上限額は、この証の負担上限月額欄に記載された金額が一月当たりの上限になります。
- 肢体不自由児通所医療の負担上限額は毎年通所給付決定保護者の収入等に応じて決定します。この証と認定に必要な関係書類を市町村に提出してください。
- 児童発達支援に係る障害児通所給付費の給付決定期間を経過したときは、肢体不自由児通所医療費の支給を受けられませんが、支給決定期間を経過する前に市町村にこの証を添えて、児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給の再申請をしてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 給付決定期間内に居住地を移そうとする場合は、事前に、この証を交付した市町村にご連絡、ご相談ください。
また、給付決定期間内に、他の市町村の区域に居住地を移したときは、14日以内に、この証を添えて、この証を交付した市町村に届け出てください。
- この証を破損したり、汚したり又は紛失したときは、速やかに届け出て、再交付を受けてください。
また、再交付を受けた後、紛失したこの証を発見したときは、速やかに、市町村に返してください。
- 受給者の資格がなくなつたときは、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり、(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 17 第 1 項に規定する計画相談支援給付費・児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費)の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏 名		個 人 番 号			
	居 住 地	〒				
		電話番号				
申請に係る 児 童 氏 名	フリガナ		生年月日	年	月	日
			続柄			
			個 人 番 号			

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者 との関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

—

第 号
年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長



計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給（却下）通知書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり通知します。

記

[illegible]

(教示)

(お問合せ先)

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

区分	
----	--

[illegible]

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ	
事業所名	
住 所	〒 電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

變同年月日 年 月 日

第 年 月 号

伊勢市厚生福祉事務所長 印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項・児童福祉法第24条の26第1項の規定に基づき、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

[illegible]

(お問合せ先)

第 年 月 号

伊勢市厚生福祉事務所長 印

継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助について、下記のとおり変更の決定をしましたので通知します。

記

[illegible]

275

高額障害児（通所・入所）給付費 支給申請書

（宛先）伊勢市厚生福祉事務所長

次のとおり関係書類を添えて高額障害児（通所・入所）給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ											①障害者総合支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法											
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)											制 度		受給者証番号・被保険者証番号									
											①											
生 年 月 日											②											
個 人 番 号											③											
居 住 地	〒										電話番号											
フリガナ											続 柄											
支給決定に係る 児 童 氏 名											生年月日		年 月 日									
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額										申請に係るサービス利用月												
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額										年 月 分												
同一世帯に属する他の 支 給 決 定 障 害 者	氏 名										生年月日		①障害者総合支援法 ②児童福祉法 ③介護保険法									
													制 度									
													受給者証番号・被保険者証番号									
													①									
													②									
	個人番号												③									
													①									
													②									
	個人番号												③									
													①									
												②										
個人番号												③										

(注 1) 支払額を証する領収書を添付してください。
(注 2) 申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

受取口座	☐ マイナポータルに登録している公金受取口座を振込先とする。 (注) あらかじめマイナポータル上で公金受取口座の登録をしておく必要があります。 ☐ 以下の口座を振込先とする。													
口 座 振 替 依 頼 書	銀行 信用金庫 信用組合 ()			本店 支店 出張所 ()			種目		口座番号					
	金融機関コード			店舗コード			1 普通預金							
							2 当座預金							
							4 貯蓄預金							
							9 その他							
	ゆうちょ銀行			記号				番号						
	口座名義人カナ													

申請書提出者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者本人以外（下の欄に記入）									
フリガナ										
氏 名	申 請 者 との関係									
住 所	〒 電話番号									

〒

第 年 月 日

様

伊勢市厚生福祉事務所長 

高額障害児（通所・入所）給付費支給（不支給）決定通知書

先に申請のありました高額障害児（通所・入所）給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者 氏名		受給者 証番号												
給付決定に係る 児 童 氏 名														

申 請 年 月 日	年 月 日	決 定 年 月 日	年 月 日
本 人 支 払 額		申 請 に 係 る サービス利用月	
支 給		支 給 金 額	
不支給の理由			

振込先	金 融 機 関	
	口 座 種 目	
	口 座 番 号	
	口座名義人	

(教示)

(お問合せ先)

申請内容変更届出書 (障害児通所給付費)

(宛先) 伊勢市厚生福祉事務所長

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生年月日	年	月	日
支給 (給付) 決定 障害者 (保護者) 氏 名		個 人 番 号			
居 住 地	〒				
	電話番号				
フリガナ		生年月日	年	月	日
支給決定に係る 児童氏名		続柄			
		個 人 番 号			

届出書提出者	☐ 給付決定保護者 ☐ 給付決定保護者以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	〒		
	電話番号		

変更事項 (該当に○を して下さ い。)	給付決定保護者に 関すること	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	支給決定に係る児 童に関すること	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

(伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第3条 伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（平成17年伊勢市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び福祉手当受給者台帳」を「及び経過的福祉手当受給者台帳」に改める。

第12条第2項各号列記以外の部分中「障害児福祉手当認定通知書及び特別障害者手当認定通知書（様式第4号。」を「障害児福祉手当認定通知書（様式第4号）又は特別障害者手当認定通知書（様式第4号の2）（」に改める。

第13条第3号中「障害児福祉手当認定請求却下通知書及び特別障害者手当認定請求却下通知書（様式第5号。」を「障害児福祉手当認定請求却下通知書（様式第5号）又は特別障害者手当認定請求却下通知書（様式第5号の2）（」に改める。

第15条各号列記以外の部分中「又は福祉手当所得状況届」を「又は経過的福祉手当所得状況届」に改め、同条第2号エ中「障害児福祉手当支給停止解除通知書、特別障害者手当支給停止解除通知書又は福祉手当支給停止解除通知書（様式第6号。」を「障害児福祉手当支給停止解除通知書（様式第6号）、特別障害者手当支給停止解除通知書（様式第6号の2）又は経過的福祉手当支給停止解除通知書（様式第6号の3）（」に改める。

第16条第4号中「障害児福祉手当支給停止通知書、特別障害者手当支給停止通知書又は福祉手当支給停止通知書（様式第6号。」を「障害児福祉手当支給停止通知書（様式第7号）、特別障害者手当支給停止通知書（様式第7号の2）又は経過的福祉手当支給停止通知書（様式第7号の3）（」に改める。

第17条第1項中「又は福祉手当被災状況書」を「又は経過的福祉手当

被災状況書」に改め、同条第3項第3号中「障害児福祉手当被災非該当通知書、特別障害者手当被災非該当通知書又は福祉手当被災非該当通知書（様式第7号。」を「障害児福祉手当被災非該当通知書（様式第8号）、特別障害者手当被災非該当通知書（様式第8号の2）又は経過的福祉手当被災非該当通知書（様式第8号の3）（」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「障害児福祉手当資格喪失届、特別障害者手当資格喪失届若しくは福祉手当資格喪失届（様式第8号）」を「障害児福祉手当・特別障害者手当・（福祉手当）資格喪失届（様式第9号）」に、「若しくは福祉手当死亡届」を「若しくは経過的福祉手当死亡届」に改め、同項第2号中「障害児福祉手当資格喪失通知書、特別障害者手当資格喪失通知書又は福祉手当資格喪失通知書（様式第9号。」を「障害児福祉手当資格喪失通知書（様式第10号）、特別障害者手当資格喪失通知書（様式第10号の2）又は経過的福祉手当資格喪失通知書（様式第10号の3）（」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

281

(裏面)

氏名		整理番号		手当支払記録									
区	分	5月	8月	11月	2月	区	分	5月	8月	11月	2月		
年	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円		
	支払済年月日	・	・	・	・		年	支払済年月日	・	・	・	・	
年	支払額	円	円	円	円	年		支払額	円	円	円	円	
	支払済年月日	・	・	・	・		年	支払済年月日	・	・	・	・	
年	支払額	円	円	円	円	年		支払額	円	円	円	円	
	支払済年月日	・	・	・	・		年	支払済年月日	・	・	・	・	
年	支払額	円	円	円	円	年		支払額	円	円	円	円	
	支払済年月日	・	・	・	・		年	支払済年月日	・	・	・	・	
年	支払額	円	円	円	円	年		支払額	円	円	円	円	
	支払済年月日	・	・	・	・		年	支払済年月日	・	・	・	・	

283

(裏面)

氏名		整理番号		手 当 支 払 記 録									
区	分	5月	8月	11月	2月	区	分	5月	8月	11月	2月		
		支払額	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円
年	支払済年月日	・	・	・	・	年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・
	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円
年	支払済年月日	・	・	・	・	年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・
	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円
年	支払済年月日	・	・	・	・	年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・
	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円
年	支払済年月日	・	・	・	・	年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・
	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円
年	支払済年月日	・	・	・	・	年	支払済年月日	・	・	・	・	・	・
	支払額	円	円	円	円	年	支払額	円	円	円	円	円	円

285

(裏面)

氏名		整理番号		手 当 支 払 記 録									
区	分	5月	8月	11月	2月	区	分	5月	8月	11月	2月		
年	支払額	円		円		年	支払額	円		円			
	支払済年月日	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・		
年	支払額	円		円		年	支払額	円		円			
	支払済年月日	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・		
年	支払額	円		円		年	支払額	円		円			
	支払済年月日	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・		
年	支払額	円		円		年	支払額	円		円			
	支払済年月日	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・		
年	支払額	円		円		年	支払額	円		円			
	支払済年月日	・	・	・	・		支払済年月日	・	・	・	・		

様式第4号(第12条関係)

〒 -

第 年 月 号
日

様

障害児福祉手当認定通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けで請求のありました障害児福祉手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額	円	支給開始年月	年 月から
振込先又は 支払場所			
備考			

(教示)

(お問合せ先)

(裏面)

- 1 特別障害者手当・障害児福祉手当(福祉手当)は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の10日(土曜日、日曜日又は休日の場合は、その前日)となります。

- 2 この手当等を受けるには、毎年8月12日から9月11日までの間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。
- 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。
- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第4号の2（第12条関係）

〒

-

第
年

月

号
日

様

特別障害者手当認定通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



年 月 日付けで請求のありました特別障害者手当の受給資格については、下記のとおり認定しましたので通知します。

記

受給者氏名			
受給者住所			
支給手当月額	円	支給開始年月	年 月から
振込先又は 支払場所			
備 考			

（教示）

（お問合せ先）

(裏面)

- 1 特別障害者手当・障害児福祉手当(福祉手当)は、2月、5月、8月、11月の年4回、それぞれの月の前月までの分をまとめて支払うこととなっています。

また、支払日は、当該支払月の10日(土曜日、日曜日又は休日の場合は、その前日)となります。

- 2 この手当等を受けるには、毎年8月12日から9月11日までの間に、あなたやあなたの扶養義務者等についての前年の所得状況を届け出る必要があります。

- 3 あなたの氏名や住所などを変更したときは、14日以内に福祉事務所に届けてください。

- 4 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第13条関係）

〒 -

第 年 月 号
日

様

障害児福祉手当認定請求却下通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けで障害児福祉手当の認定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏名	
住所	
却下した理由	

（教示）

（お問合せ先）

様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第5号の2（第13条関係）

〒 -

第 年 月 号
日

様

特別障害者手当認定請求却下通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けで特別障害者手当の認定請求がありましたが、下記のとおり却下しましたので通知します。

記

氏名	
住所	
却下した理由	

（教示）

（お問合せ先）

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第15条関係）

〒

第
年

月

号
日

様

障害児福祉手当支給停止解除通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



あなたの障害児福祉手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の 理 由	
支給停止解除の 期 間	年 月から 年 月まで
備 考	

（教示）

（お問合せ先）

様式第 6 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第6号の2（第15条関係）

〒

—

第
年

月

号
日

様

特別障害者手当支給停止解除通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



あなたの特別障害者手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	年 月から 年 月まで
備考	

(教示)

(お問合せ先)

様式第6号の3（第15条関係）

〒

第 年 月 日 号

様

経過福祉手当支給停止解除通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

あなたの経過福祉手当については、下記のとおり、支給停止解除しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止解除の理由	
支給停止解除の期間	年 月から 年 月まで
備考	

(教示)

(お問合せ先)

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第16条関係）

〒 -

第 号
年 月 日

様

障害児福祉手当支給停止通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

あなたの障害児福祉手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	年 月から 年 月まで
備 考	

（教示）

翌年8月以降について再び障害児福祉手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

（お問合せ先）

様式第 7 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第7号の2（第16条関係）

〒

第 年 月 日 号

様

特別障害者手当支給停止通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

あなたの特別障害者手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	年 月から 年 月まで
備考	

(教示)

翌年8月以降について再び特別障害者手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

(お問合せ先)

様式第7号の3（第16条関係）

〒

-

第
年

月

号
日

様

経過的福祉手当支給停止通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



あなたの経過的福祉手当については、下記のとおり、支給停止しましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
支給停止の理由	
支給停止の期間	年 月から 年 月まで
備考	

(教示)

翌年8月以降について再び経過的福祉手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

(お問合せ先)

様式第 8 号を次のように改める。

〒

第
年

月

号
日

様

障害児福祉手当被災非該当通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

(教示)

翌年 8 月以降について再び障害児福祉手当を受けようとするときは、翌年 8 月 12 日から 9 月 11 日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

(お問合せ先)

様式第 8 号の次に次の 2 様式を加える。

〒

第

号

年

月

日

様

特別障害者手当被災非該当通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付で被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

(教示)

翌年8月以降について再び特別障害者手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

(お問合せ先)

様式第8号の3（第17条関係）

〒

第 年 月 日 号

様

経過的福祉手当被災非該当通知書

伊勢市厚生福祉事務所長 印

年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、下記のとおり支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
被災状況非 該当の理由	
備 考	

（教示）

翌年8月以降について再び経過的福祉手当を受けようとするときは、翌年8月12日から9月11日までの間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

（お問合せ先）

様式第 9 号を次のように改める。

(表面)

障害児福祉手当 特別障害者手当 資格喪失届 (福祉手当)												
(フリガナ)												
受給者の氏名												
受給者の住所	〒											
個人番号												
受給資格 がなくなった 理由	1 障害年金等を受けるようになった。 (種類) 2 施設に入所した。 (種類) 3 病院・診療所に3箇月以上継続して入院するに至った。 4 障害の程度が法施行令第1条に掲げる障害の状態に該当しなくなった。 5 その他 ()											
上記の理由 が発生した日	年 月 日											
上記のとおり、障害児福祉手当 特別障害者手当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。 経過福祉手当												
年 月 日												
(宛先)												
氏 名												
電話番号												

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、該当する番号を○で囲むとともに（ ）内にその内容を具体的に記入してください。
- 2 受給者が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人に受給者の死亡届を出してもらうことになります。

様式に次の 3 様式を加える。

様式第10号（第21条関係）

〒

-

第
年

月

号
日

様

障害児福祉手当資格喪失通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



下記のとおり、障害児福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなつた理由	
受給資格がなくなつた日	年 月 日
備考	

（教示）

（お問合せ先）

様式第10号の2（第21条関係）

〒 -

第 号
年 月 日

様

特別障害者手当資格喪失通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



下記のとおり、特別障害者手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなつた理由	
受給資格がなくなつた日	年 月 日
備 考	

（教示）

（お問合せ先）

様式第10号の3（第21条関係）

〒 -

第 号
年 月 日

様

経過福祉手当資格喪失通知書

伊勢市厚生福祉事務所長



下記のとおり、経過福祉手当の受給資格がなくなりましたので通知します。

記

受給者氏名	
受給者住所	
受給資格がなくなつた理由	
受給資格がなくなつた日	年 月 日
備 考	

（教示）

（お問合せ先）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある第 1 条の規定による改正前の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 2 条の規定による伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則及び第 3 条の規定による伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、第 1 条の規定による改正後の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 2 条の規定による伊勢市障害児通所給付費等の支給等に関する規則及び第 3 条の規定による伊勢市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 24 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

伊勢市教育委員会規則第 6 号

伊勢市教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会傍聴規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「備付けの所定の用紙にその住所、氏名、年齢を明記し、係員の指示」を「教育委員会会議傍聴券（以下「傍聴券」という。）の交付」に改め、同条に次の 4 項を加える。

- 2 傍聴券の交付は、先着順に行うものとする。
- 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券の交付を受けた日に限り、会議を傍聴することができる。
- 4 傍聴人は、係員から傍聴券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 5 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

第 4 条を削り、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（傍聴人数の制限）

第 3 条 教育長は、会場の都合等により、適宜傍聴人の数を制限することができる。

第 7 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末等による通話（着信音を発することを含む。）をしないこと。

附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市訓令第 8 号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 水の項から下施の項までを次のように改める。

給	上下水道部給排水サービス課
水	上下水道部上水道課
下	上下水道部下水道課

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市営墓地管理人服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市訓令第 9 号

伊勢市営墓地管理人服務規程の一部を改正する訓令

伊勢市営墓地管理人服務規程（平成 17 年伊勢市訓令第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「忠実にその職を努めなければならない」を「誠実にその職務を行わなければならない」に改める。

第 3 条中「死体又は遺骨の埋葬（蔵）」を「焼骨の埋蔵」に、「使用許可証」を「埋火葬許可証又は改葬許可証」に改める。

第 4 条中「埋葬に」を「埋蔵に」に、「使用許可証」を「埋火葬許可証又は改葬許可証」に、「埋葬状況報告」を「埋蔵状況報告」に改める。

第 9 条中「常に」を「適宜」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市警防規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第 4 号

伊勢市警防規程の一部を改正する訓令

伊勢市警防規程（令和 2 年伊勢市消防本部訓令第 1 号）の一部を次のとおり改正する。

第 37 条中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓

令を次のように定める。

令和 7 年12月26日

伊勢市議会議長 北 村 勝

伊勢市議会訓令第 2 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和 5 年伊勢市議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号、様式第 13 号及び様式第 19 号中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第 3 号、様式第 13 号及び様式第 19 号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程様式第 3 号、様式第 13 号及び様式第 19 号によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 9 号

伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する規程

(伊勢市上下水道部処務規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市上下水道部処務規程（平成 19 年伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表上水道課の項から下水道施設管理課の項までを次のように改める。

給排水サービス課

上水道課

下水道課

第 2 条の表上水道課の部から下水道施設管理課の部までを次のように改める。

給排水サービス課

給水係

排水設備係

上水道課

建設係

維持係

水源係

下水道課

計画係

下水道整備係

雨水施設整備係

施設管理係

第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項の表以外の部分中「係」を「課及び係」に改め、同項の表上水道課の部から下水道施設管理課の部までを次

のように改める。

給排水サービス課

給水係

- (1) 給水装置工事の調査、設計、審査及び精算に関すること。
- (2) 給水装置工事の施行、監督及び検査に関すること。
- (3) 水道メーターの設置及び検査に関すること。
- (4) 貯水槽水道に係る管理指導及び情報提供に関すること。
- (5) 給水装置台帳の整備保管に関すること。
- (6) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関すること。
- (7) その他給水に関すること。

排水設備係

- (1) 排水設備工事に関すること。
- (2) 水洗便所等改造資金の融資あっせん等に関すること。
- (3) 下水道排水設備指定工事店に関すること。
- (4) 公共下水道の普及及び促進に関すること。
- (5) 公共汚水ます等の設置の申請の受付等に関すること。
- (6) その他排水設備に関すること。

上水道課

建設係

- (1) 水道施設の改良、拡張及び移設の計画、調査研究及び設計に関すること。
- (2) 水道施設の改良、拡張及び移設の工事の施行監督及び検査に関すること。
- (3) 道路、河川等の占用申請に関すること。
- (4) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

- (5) 受託工事の申込み及びその他諸届の受付に関する事。
- (6) 工事前受金に関する事。
- (7) その他水道施設の建設に関する事。

維持係

- (1) 送配水管及び給水装置（本管から水道メーターまでをいう。
以下この項において同じ。）の維持管理及び修繕に関する事。
- (2) 消火栓の使用に関する事。
- (3) 断水及び給水制限の告知に関する事。
- (4) 送配水管及び給水装置の漏水の調査及び防止に関する事。
- (5) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関する事。
- (6) 水道施設台帳の整備保管に関する事。
- (7) その他送配水管及び給水装置に関する事。

水源係

- (1) 水源地機械の運転及び保守管理に関する事。
- (2) 河川流量の調査及び取水量の調整に関する事。
- (3) 原水の水質保全に関する事。
- (4) 浄水の水質検査管理に関する事。
- (5) 水源地及び配水池の維持管理に関する事。
- (6) その他水源地及び配水池に関する事。

下水道課

計画係

- (1) 公共下水道事業の計画に関する事。
- (2) 流域下水道事業との連絡調整に関する事。
- (3) 公共下水道の供用開始手続に関する事。
- (4) 水道事業との連絡調整に関する事。
- (5) その他公共下水道事業に関する事。

下水道整備係

- (1) 公共下水道事業（污水）の調査、設計及び実施監督に関する
こと。
- (2) 公共汚水ます等の設置に関すること（他の所管に属するもの
を除く。）。
- (3) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

雨水施設整備係

- (1) 公共下水道事業（雨水）の調査、設計及び実施監督に関する
こと。
- (2) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

施設管理係

- (1) 公共下水道施設の維持管理に関すること。
- (2) 公共下水道施設の補修に関すること。
- (3) 公共下水道の台帳整備に関すること。
- (4) 道路、河川等の占用申請に関すること。
- (5) 主管する工事の検査及び工事用資材の検収に関すること。

第3条第2項を同条とする。

（伊勢市上下水道事務決裁規程の一部改正）

第2条 伊勢市上下水道事務決裁規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の表に次のように加える。

19 私設消火栓の使 用に関すること。			○	
------------------------	--	--	---	--

別表第2の3の表から5の表までを次のように改める。

3 給排水サービス課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 給水装置工事に 関すること。			○	
2 給水装置工事の 道路占用等に関す ること。			○	
3 指定給水装置工 事事業者及び給水 装置工事主任技術 者に関すること。		○		
4 加入金の減免等 に関すること。			○	
5 給水違反の取締 り及び処分に関す ること。	特に重要	重要	軽易	
6 排水設備及び除 害施設の新設等の 承認			○	
7 排水設備指定工 事店の指定、指定の 取消し及び一時停 止		○		
8 排水設備及び除 害施設の検査及び			○	

指導等に関する こと。				
9 公共汚水ます等 の設置の承認			○	
10 排水設備等の違 反の取締り及び処 分に関すること。	特に重要	重要	軽易	
11 開発の事前協議 に関すること。			○	
12 水洗便所改造資 金の融資あつせん 及び助成並びに浄 化槽雨水貯留施設 転用工事費補助の 決定			○	

(注) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 19 条第 2 項に規定する
事項に関する事務については、同条第 1 項に規定する水道技術管理
者を決裁順序に含むこと。

4 上水道課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 水道工事関係の 道路占用に関する こと。			○	
2 開発の事前協議				

に關すること。			○	
3 上水道事業の計画及び実施	特に重要	重要	輕易	
4 配水管等の維持修繕に關すること。			○	
5 水質保全に關すること。			○	

(注) 水道法第19条第2項に規定する事項に關する事務については、同条第1項に規定する水道技術管理者を決裁順序に含むこと。

5 下水道課

事項	管理者	専決区分		備考
		部長	課長	
1 下水道事業の計画及び実施	特に重要	重要	輕易	
2 公共下水道への排除の停止又は制限			○	
3 道路、河川等の占用申請			○	
4 開発の事前協議に關すること。			○	

(伊勢市上下水道部公印規程の一部改正)

第3条 伊勢市上下水道部公印規程（平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「二見総合支所生活福祉課」を「上下水道総務課」に改め、同表企業出納員印の項中「各支所長（二見総合支所長を除く。）」

を「各総合支所長及び各支所長」に、「11」を「12」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道部庁舎管理規程を次のように定める。

令和7年12月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第10号

伊勢市上下水道部庁舎管理規程

(目的)

第1条 この規程は、上下水道部庁舎の管理に関し必要な事項を定めることにより、庁舎における秩序の維持及び安全の確保等を図り、もって公務の適正かつ円滑な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「庁舎」とは、上下水道部の事務又は事業の用に供する建物、土地及び工作物（その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。）で、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の管理に属するものをいう。

(庁舎管理者)

第3条 庁舎の管理を行わせるため庁舎管理者を置き、上下水道部上下水道総務課長をもって充てる。

2 庁舎管理者に事故があるとき、又は庁舎管理者が欠けたときは、あらかじめ庁舎管理者が指定する職員がその職務を行うものとする。

3 庁舎管理者は、庁舎について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 秩序の維持及び美観の保持に関すること。
- (2) 火災、盗難その他災害の防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、庁舎の管理に関すること。

(会議室の使用)

第4条 会議室を使用しようとする者は、あらかじめ、庁舎管理者の許可を受けなければならない。

(許可を必要とする行為)

第5条 庁舎において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ、庁舎管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、広告、宣伝及び寄附募集の行為その他これらに類する行為
- (2) 所定の場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を置くこと。
- (3) 市の機関以外の者が主催して行う会議、集会、催物その他これらに類する行為
- (4) 撮影、録音その他これらに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎を公務の執行以外の目的で使用しようとする事。

2 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(禁止行為)

第6条 庁舎においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 庁舎その他の物件を損傷し、汚損し、又は持ち出すこと。
- (2) 所定の場所以外の場所で喫煙をし、又は火気を取り扱うこと。
- (3) 爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (4) 立入りを禁止された区域に立ち入ること。
- (5) 示威又はけん騒にわたる行為
- (6) 通行の妨害となる行為
- (7) 職員に面会を強要すること。
- (8) 正当な理由なく、閉庁後に庁舎にいること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、庁舎内の秩序を乱し、又は公務の執行を妨害する行為をし、又はしようとする事。

(違反行為に対する措置)

第7条 庁舎管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、庁舎への立入りを拒否し、この規程に基づく許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、行為を禁止し、若しくは制限し、又は庁舎からの

退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

(1) 前3条（第5条第2項を除く。）の規定に違反した者

(2) 第5条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者

2 前項の規定により物件の撤去を命ぜられた者が当該物件を撤去しないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該物件の撤去を命ずることができない場合若しくは物件の撤去を命ずべき者を確知できない場合で庁舎の管理上緊急の必要があるときは、庁舎管理者は、自ら当該物件を撤去することができる。

（補則）

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第 9 号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000 円
2	455,000 円
3	508,000 円
4	574,000 円
5	655,000 円
6	765,000 円
7	893,000 円

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

病院企業一般職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円	円	円	円
年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
前	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
再	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
任	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700

用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	

31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	

57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	

83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					

	109		312, 300	364, 200					
	110		312, 600						
	111		313, 000						
	112		313, 300						
	113		313, 500						
	114		313, 700						
	115		314, 000						
	116		314, 400						
	117		314, 600						
	118		314, 800						
	119		315, 100						
	120		315, 400						
	121		315, 700						
	122		315, 900						
	123		316, 200						
	124		316, 500						
	125		316, 800						
定 年 前 再 任 用 短 時 間		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800	409, 200

勤 務 職 員									
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）

病院企業技能労務職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	198,200	240,400	260,400	291,600	319,000
前	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
再	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
任	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
用	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700
短	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900
時	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100
間	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200
勤	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200
務	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200
職	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300
員	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400

以外 の 職 員	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900

39	242, 700	260, 100	286, 300	309, 100	357, 900
40	243, 200	260, 500	286, 800	309, 800	358, 800
41	243, 700	260, 900	287, 200	310, 300	359, 700
42	244, 000	261, 300	287, 700	310, 800	360, 600
43	244, 300	261, 800	288, 100	311, 400	361, 500
44	244, 700	262, 100	288, 500	311, 900	362, 300
45	245, 100	262, 400	289, 000	312, 400	363, 100
46	245, 500	262, 800	289, 500	312, 900	363, 900
47	245, 900	263, 200	290, 000	313, 500	364, 700
48	246, 300	263, 500	290, 300	314, 100	365, 400
49	246, 600	263, 900	290, 700	314, 700	366, 100
50	246, 900	264, 300	291, 100	315, 400	366, 900
51	247, 200	264, 600	291, 500	316, 100	367, 700
52	247, 500	264, 900	292, 000	316, 800	368, 300
53	247, 700	265, 300	292, 300	317, 400	369, 000
54	248, 000	265, 600	292, 700	318, 100	369, 600
55	248, 300	265, 900	293, 200	318, 700	370, 300
56	248, 600	266, 300	293, 700	319, 300	371, 000
57	248, 800	266, 600	294, 100	319, 900	371, 600
58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	

65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700
66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100
67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500
68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000
69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300
70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800
71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300
72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700
73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900
74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200
75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400
76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700
77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000
78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300
79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600
80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800
81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300
83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600
84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800
85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000
86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500
88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800
89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000
90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300

91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600
92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800
93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000
94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300
95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600
96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800
97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000
98	259, 100	277, 200	312, 300	
99	259, 400	277, 400	312, 600	
100	259, 600	277, 700	312, 900	
101	259, 800	277, 900	313, 200	
102	260, 100	278, 100	313, 600	
103	260, 400	278, 400	313, 900	
104	260, 600	278, 700	314, 300	
105	260, 800	278, 900	314, 600	
106		279, 100	315, 000	
107		279, 400	315, 400	
108		279, 600	315, 600	
109		279, 900	315, 800	
110		280, 200	316, 100	
111		280, 500	316, 400	
112		280, 700	316, 600	
113		280, 900	316, 800	
114		281, 200	317, 100	
115		281, 400	317, 400	
116		281, 600	317, 600	

	117		281,900	317,800		
	118		282,200	318,100		
	119		282,500	318,400		
	120		282,700	318,600		
	121		282,900	318,800		
	122		283,100	319,100		
	123		283,400	319,400		
	124		283,700	319,600		
	125		283,900	319,800		
	126		284,100	320,100		
	127		284,400	320,400		
	128		284,700	320,600		
	129		284,900	320,800		
	130		285,100			
	131		285,400			
	132		285,700			
	133		285,900			
	134		286,100			
	135		286,400			
	136		286,700			
	137		286,900			
定 年 前 再 任		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円	円

用 短 時 間 勤 務 職 員		206, 200	217, 300	235, 900	257, 800	290, 200
--------------------------------------	--	----------	----------	----------	----------	----------

備考 この表は、伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 1 号）に規定する技能労務職員である職員に適用する。

別表第 3（第 3 条関係）

病院企業医療職給料表

職 員 の 区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定		円	円	円	円	円
年	1	305, 600	415, 600	470, 300	566, 200	613, 700
前	2	307, 900	418, 300	472, 300	572, 300	619, 500
再	3	310, 200	420, 900	474, 200	577, 400	624, 500
任	4	312, 400	423, 300	476, 100	582, 100	628, 800
用	5	314, 500	425, 600	477, 500	586, 400	632, 800
短	6	318, 000	427, 800	479, 200	590, 700	636, 200
時	7	321, 500	429, 800	481, 000	594, 100	639, 100

間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		

34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700
39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000

60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	
75		501, 800	
76		502, 200	
77		502, 700	
78		503, 300	
79		503, 800	
80		504, 200	
81		504, 700	
82		505, 300	
83		505, 900	
84		506, 400	
85		506, 900	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500	円 590,500

備考 この表は、医師及び歯科医師である職員に適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（次項において「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

伊勢市告示第 178 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定したので、同法第 49 条の 4 第 3 項（同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定した指定緊急避難場所及び指定避難所

所在地	名称	指定緊急 避難場所		指定避難所		安全度 ランク
		津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所	
東 豊 浜 町 3321 番地 2	東豊浜町津波 避難施設	—	○	—	—	☆☆
神 久 2 丁 目 7 番 18 号	伊勢工業高等 学校武道場及 び体育館	—	—	○	—	—

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

- ☆☆ 一定の安全性が確保された避難所
- ☆ 一部の安全性が確認されていない避難所
- ▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 179 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 4 第 1 項及び第 49 条の 7 第 1 項の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定し、並びに同法第 49 条の 6 第 1 項（同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 4 第 3 項及び第 49 条の 6 第 2 項の規定（これらの規定を同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定した指定緊急避難場所及び指定避難所

所在地	名称	指定緊急 避難場所		指定 避難 所	安全度 ランク
		津波 以外	津波		
浦口 3 丁目 13 番 1 号	宇治山田高等 学校武道場	○	○	○	☆☆☆
神田久志本町 1703 番地 1	伊勢高等学校 武道場	—	○	○	▲
黒瀬町 1193 番地	宇治山田商業	○	○	○	☆☆☆

	高等学校武道場				
小俣町明野 1481 番地	明野高等学校武道場	○	○	○	☆☆☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

2 指定した指定避難所

所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所	安全度ランク
		津波以外	津波		
浦口 3 丁目 13 番 1 号	宇治山田高等学校体育館	○	○	○	☆☆☆
神田久志本町 1703 番地 1	伊勢高等学校体育館	—	○	○	▲
黒瀬町 1193 番地	宇治山田商業高等学校体育館	○	○	○	☆☆☆
神田久志本町	伊勢まなび高	—	—	○	—

1560 番地	等学校				
小俣町明野 1481 番地	明野高等学校 体育館	○	○	○	☆☆☆

3 津波以外の指定緊急避難場所の指定を取り消した指定緊急避難場所

所 在 地	名 称	指定緊急 避難場所		指 定 避 難 所	安全度 ランク
		津波 以外	津波		
岩淵 1 丁目 2 番 29 号	いせ市民活動 センター	2 階	2 階	○	☆☆
神社港 294 番地	旧伊勢市立神 社小学校校舎	2 階	2 階	—	▲
		3 階 以上	3 階 以上	—	☆☆

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

4 指定を取り消した指定避難所

所 在 地	名 称	指定緊急	指 定	安全度
-------	-----	------	-----	-----

		避難場所		避難所	ランク
		津波以外	津波		
岩淵 1 丁目 2 番 29 号	いせ市民活動 センター	2 階	2 階	○	☆☆
神社港 294 番地	旧伊勢市立神 社小学校屋内 運動場	—	—	○	▲

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 180 号

平成 28 年 3 月 30 日伊勢市告示第 38 号（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について）の一部を次のように変更します。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 11 の項中

「	いせ市民活動センター	2 階	2 階	○	☆☆	を に改め、同表
	ター					
「	いせ市民活動センター	－	2 階	－	☆☆	」
	ター					

23 の項中「校舎」を削り、同表 24 の項中「宇治山田高等学校」の次に「武道場及び」を加え、「－」を「○」に改め、同表 31 の項中

旧伊勢市立神社小学校校舎	2 階	2 階	—	▲
	3 階 以上	3 階 以上	—	☆☆

旧伊勢市立神社小 学校校舎	－	2 階	－	▲	に改め、同表 32
	－	3 階 以上	－	☆☆	

の項を次のように改める。

32	削除					
----	----	--	--	--	--	--

本則の表 51 の項中

伊勢高等学校体育 館	－	○	－	▲	を
---------------	---	---	---	---	---

伊勢高等学校武道 場及び体育館	－	○	○	▲	に改め、同表 52
--------------------	---	---	---	---	-----------

の項及び 56 の項中「校舎」を削り、同表 57 の項中「宇治山田商業高等学校」の次に「武道場及び」を加え、「－」を「○」に改め、同表 61 の項中

伊勢まなび高等学 校管理普通教室棟	－	2 階 以上	－	▲	を
----------------------	---	-----------	---	---	---

伊勢まなび高等学 校	－	2 階 以上	－	▲	に改め、同表
	－	－	○	－	

134 の項中「校舎」を削り、同表 135 の項中「明野高等学校」の次に「武道場及び」を加え、「－」を「○」に改める。

伊勢市告示第 181 号

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 6 第 1 項の規定により指定避難所の指定を取り消したので、同法第 49 条の 7 第 2 項において準用する同法第 49 条の 6 第 2 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定を取り消した指定避難所

所在地	名称	指定緊急避難場所		指定避難所		安全度 ランク
		津波 以外	津波	指定一 般避難 所	指定福 祉避難 所	
御 菌 町 高 向 775 番地 1	伊勢赤十字老 人保健施設 虹の苑	—	—	—	○	—
黒瀬町 562 番 地 3	伊勢市重度身 体障害者デイ サービスセン ター	—	—	—	○	—

二見町茶屋 569番地75	大石屋	—	—	—	○	—
------------------	-----	---	---	---	---	---

備考 この表において「安全度ランク」とは、災害や身体等の状況に応じてできる限り安全な避難所を、市民の方が目指す指標とするため設定したものです。

☆☆☆ 十分に安全な避難所

☆☆ 一定の安全性が確保された避難所

☆ 一部の安全性が確認されていない避難所

▲ 一部に安全性を満たしていない避難所

伊勢市告示第 182 号

令和 4 年 11 月 4 日伊勢市告示第 164 号（指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について）の一部を次のように変更します。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本則の表 1 の項及び 2 の項を次のように改める。

1	小俣町 新村 401 番地 1	三重電子スマイル アリーナ（小俣総 合体育館）	○	○	○	—	☆☆
2	二見町 三津 855 番地	ふたみ介護老人保 健施設シルバーケ ア豊寿園	—	—	—	○	—

本則の表 13 の項を次のように改める。

13	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

本則の表 17 の項を次のように改める。

17	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

本則の表 20 の項を次のように改める。

20	削除						
----	----	--	--	--	--	--	--

本則の表 26 の項を次のように改める。

26	黒瀬町 1237 番地	ホテルエリアワン 伊勢インター	—	—	—	○	—
----	----------------	--------------------	---	---	---	---	---

伊勢市告示第 183 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 12 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 7 年 11 月 20 日 午前 9 時	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
〃	〃	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	2 台
〃	令和 7 年 11 月 20 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅駐輪場 (伊勢市楠部町地内)	9 台
〃	令和 7 年 11 月 20 日 午後 1 時 30 分	宮町駅駐輪場 (伊勢市御薗町高向地内)	4 台
〃	令和 7 年 12 月 5 日 午前 9 時	伊勢市吹上 1 丁目地内	5 台
計			21 台

2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内
又は伊勢市御薊町高向地内）

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市選挙管理委員会告示第 73 号

令和 7 年 12 月 23 日開催の委員会において、地方自治法第 187 条第 1 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長に下記の者を選挙しました。

令和 7 年 12 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会

記

省略 可児 文敏

伊勢市選挙管理委員会告示第 74 号

地方自治法第 187 条第 3 項の規定により、伊勢市選挙管理委員会委員長職務代理者に下記の者を指定したので、伊勢市選挙管理委員会規程第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 12 月 23 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 可 児 文 敏

記

省略 潮崎 明義

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 7 年 12 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 8 年 1 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
朝熊町、浦口 4 丁目、倭町、岩渕 3 丁目、岩渕町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目及び吹上 1 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 28 号

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 において準用する地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定し、伊勢市水道事業及び伊勢市下水道事業に係る公金の徴収又は収納に関する事務の一部を次のとおり委託したので、同条 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 12 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事務を委託した者

愛知県名古屋市中村区椿町 1 番 1 6 号

株式会社ファノバ 中部支店

2 委託した事務

次の公金の徴収又は収納の事務

（１）水道事業

水道料金、水道加入金、修繕料及び手数料

（２）下水道事業

下水道使用料、下水道事業受益者負担金、下水道事業区域外流入協力金
及び手数料

3 指定日

令和 7 年 10 月 22 日

4 委託日

令和 7 年 10 月 22 日

5 委託期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

伊勢市公告第 59 号

伊勢市観光振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市観光振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市観光振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市産業観光部観光振興課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薮総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 令和7年12月18日（木）

至 令和8年1月12日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市観光振興基本計画(案)」に対する意見として伊勢市産業観光部観光振興課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メー

ルを除く。)で提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部観光振興課 伊勢市役所本庁舎東館 3 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 観光振興課

ファクシミリ 0596-21-5651

電子メール kanko-sinko@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1339039>

(3) 意見の提出期限

令和 8 年 1 月 12 日（月）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市産業観光部観光振興課 電話 0596-21-5566

伊勢市公告第 60 号

（仮称）伊勢市地域公共交通計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）を公表します。

なお、（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市都市整備部交通政策課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薊総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 令和7年12月18日（木）

至 令和8年1月12日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「（仮称）伊勢市地域公共交通計画（案）」に対する意見として伊勢市都市整備部交通政策課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市都市整備部交通政策課 伊勢市役所本庁舎本館 4 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 交通政策課

ファクシミリ 050-1704-1924

電子メール koutsu@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/EzfD/1356747>

(3) 意見の提出期限

令和 8 年 1 月 12 日（月）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市都市整備部交通政策課 電話 0596-21-5593

伊勢市公告第 61 号

第 3 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（令和 8 年度～令和 17 年度）を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 3 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（令和 8 年度～令和 17 年度）（案）を公表します。

なお、第 3 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（令和 8 年度～令和 17 年度）（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 3 期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（令和 8 年度～令和 17 年度）（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市健康福祉部健康課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課

- (6) 御薗総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 令和7年12月18日（木）

至 令和8年1月12日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第3期伊勢市健康づくり指針～伊勢市健康増進計画～（令和8年度～令和17年度）（案）」に対する意見として伊勢市健康福祉部健康課に持参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課 MiraISE 5 階

郵送 〒516-0072

伊勢市宮後1丁目1番35号 伊勢市役所 健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1340343>

(3) 意見の提出期限

令和8年1月12日（月）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435

伊勢市公告第 62 号

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）を公表します。

なお、伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市健康福祉部健康課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薮総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 令和7年12月18日（木）

至 令和8年1月12日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）」に対する意見として伊勢市健康福祉部健康課に持

参、郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法（電子メールを除く。）で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部健康課 MiraISE 5 階

郵送 〒516-0072

伊勢市宮後 1 丁目 1 番 35 号 伊勢市役所 健康課

ファクシミリ 0596-21-0683

電子メール ise-hset@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法（電子メールを除く。）

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1347918>

(3) 意見の提出期限

令和 8 年 1 月 12 日（月）【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部健康課 電話 0596-27-2435

伊勢市公告第 63 号

第 2 期伊勢市再犯防止推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり第 2 期伊勢市再犯防止推進計画（案）を公表します。

なお、第 2 期伊勢市再犯防止推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和 7 年 12 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公表する計画案

第 2 期伊勢市再犯防止推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置くとともに、市のウェブサイトに掲載して縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (2) 伊勢市健康福祉部福祉総務課
- (3) 伊勢市総務部総務課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薮総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所

- (9) 宮本支所
- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市生涯学習センター
- (18) 伊勢市二見生涯学習センター
- (19) 伊勢市ハートプラザみその

3 縦覧期間

自 令和 7 年 12 月 18 日（木）

至 令和 8 年 1 月 12 日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、1 の計画案に利害関係を有する者

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 期伊勢市再犯防止推進計画（案）」に対する意見として、伊勢市健康福祉部福祉総務課に持参、

郵送、ファクシミリ、電子メール又はインターネットを利用する方法
(電子メールを除く。) で提出してください。

[提出先]

伊勢市健康福祉部福祉総務課 伊勢市役所本庁舎東館 2 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 福祉総務課

ファクシミリ 0596-21-5555

電子メール fukushisoumu@city.ise.mie.jp

インターネットを利用する方法 (電子メールを除く。)

<https://logoform.jp/form/Ezfd/1350750>

(3) 意見の提出期限

令和 8 年 1 月 12 日 (月) 【必着】

(4) 問合せ先

伊勢市健康福祉部福祉総務課 電話 0596-21-5557

伊勢市公告第 64 号

公 示 送 達

下記の者の令和 7 年度後期高齢者医療保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和 7 年 12 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成17年伊勢市条例第177号）第5条の規定により、次のとおり公共下水道事業受益者負担金の令和8年度賦課対象区域を定めたので公告します。

令和7年12月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和8年度賦課対象区域

1 いせ第4負担区

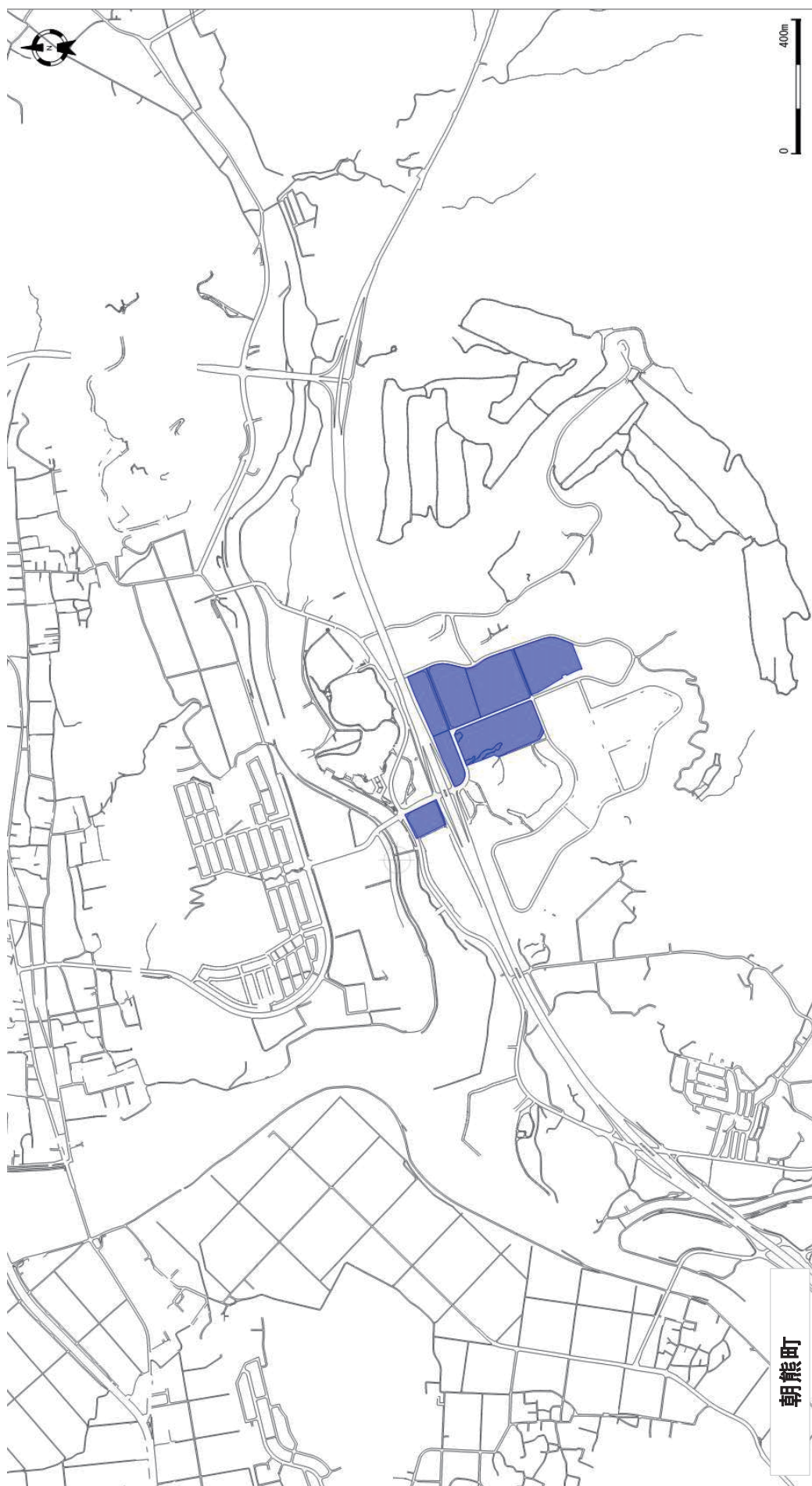
浦口4丁目、神田久志本町、朝熊町の各一部

2 第5負担区

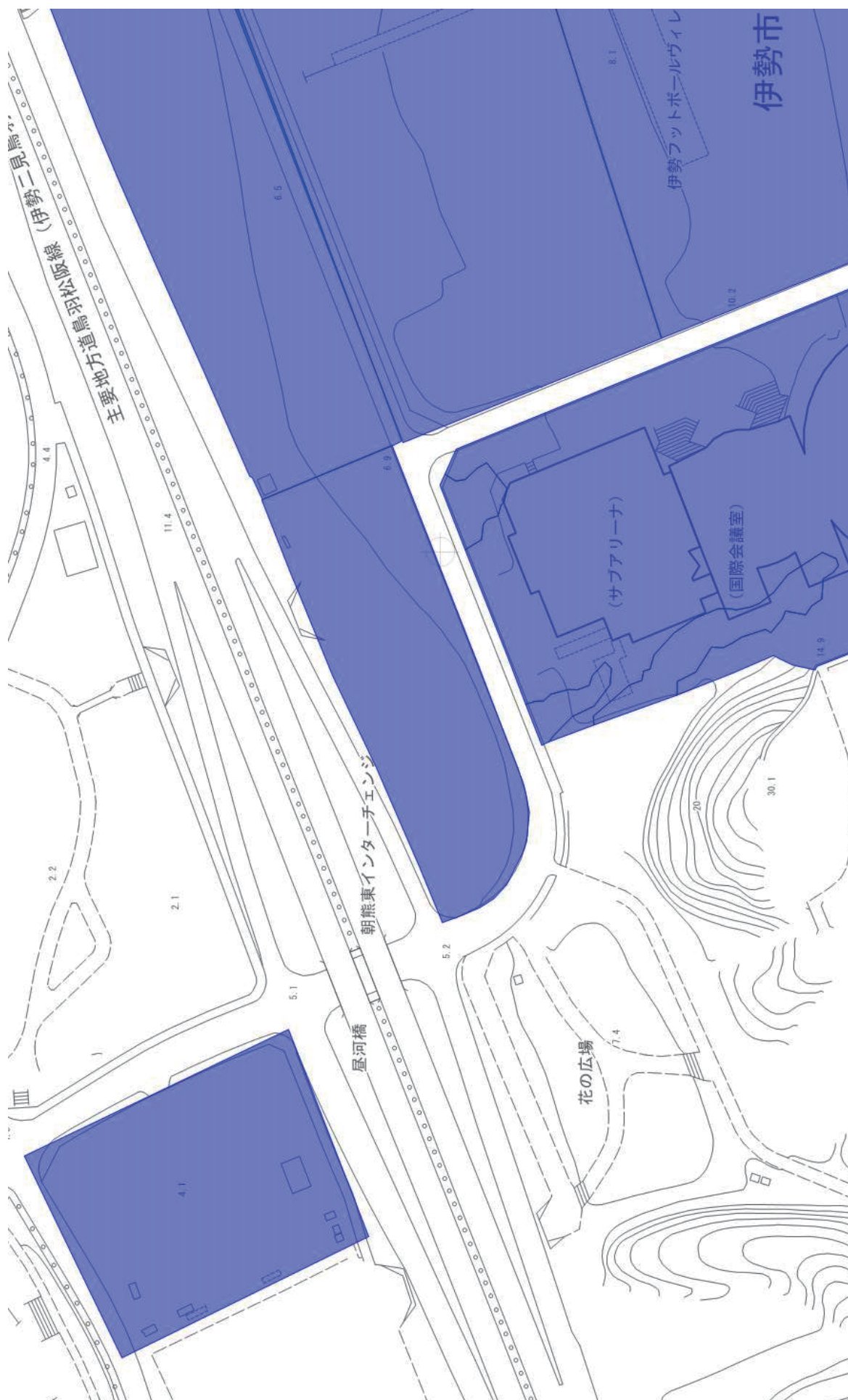
倭町、岡本2丁目、岩淵町、岩淵3丁目、中島1丁目、辻久留3丁目、神田久志本町、神久2丁目、神久3丁目、神久4丁目、藤里町の各一部



令和8年度 賦課対象区域（全体図1）



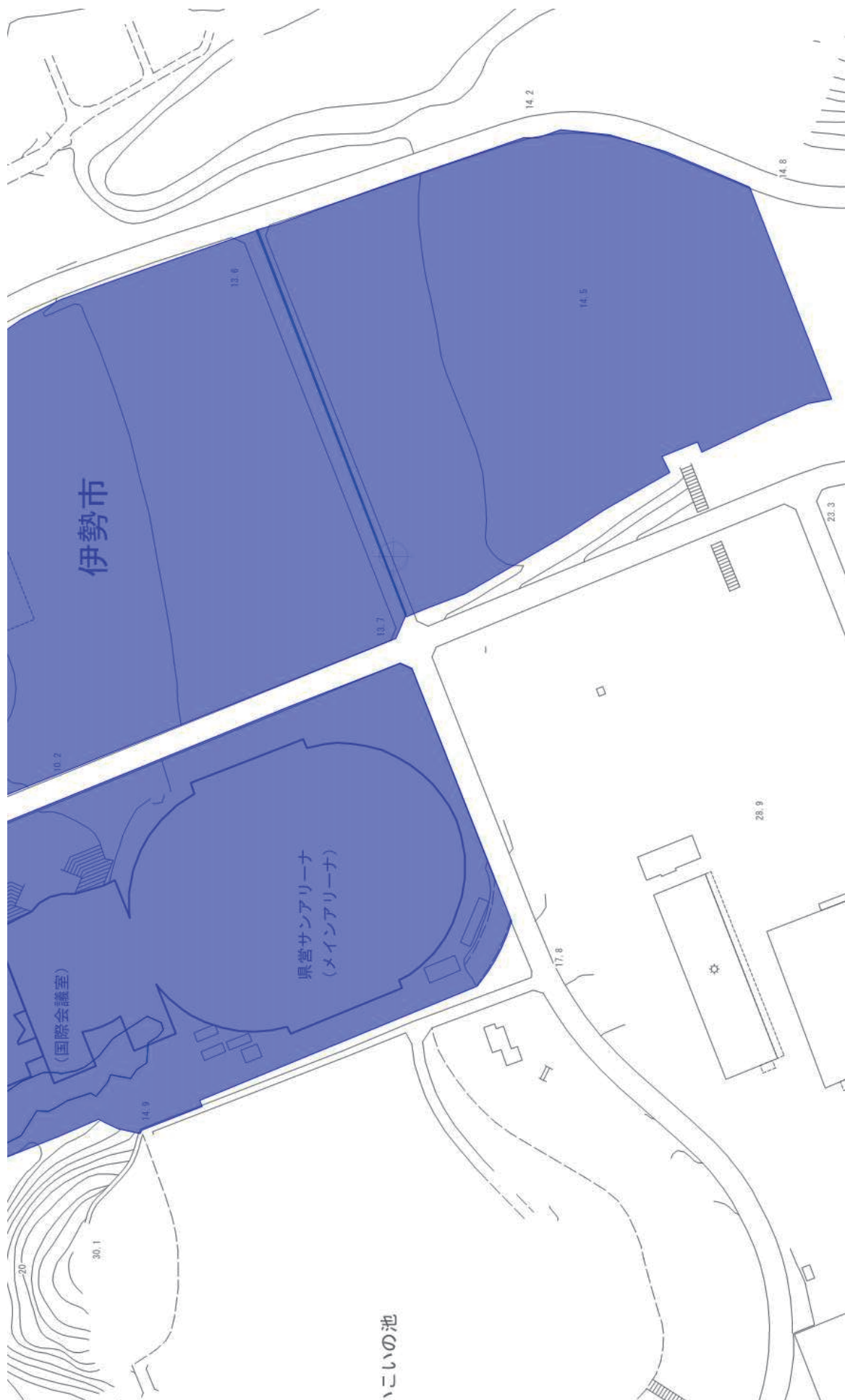
令和8年度 賦課対象区域（全体図2）



令和8年度 賦課対象区域



令和8年度 賦課対象区域



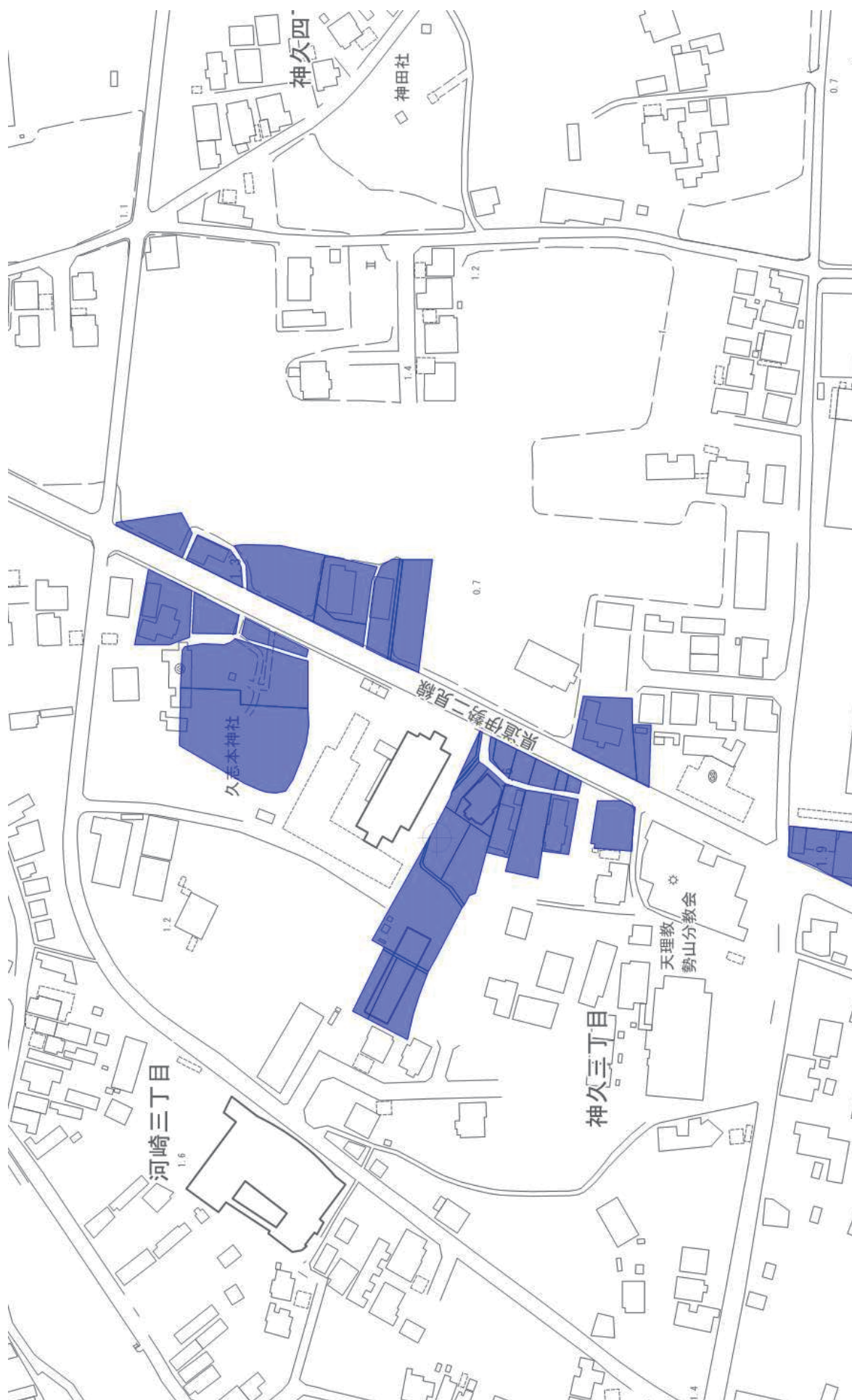
令和8年度 賦課対象区域



令和8年度 賦課対象区域



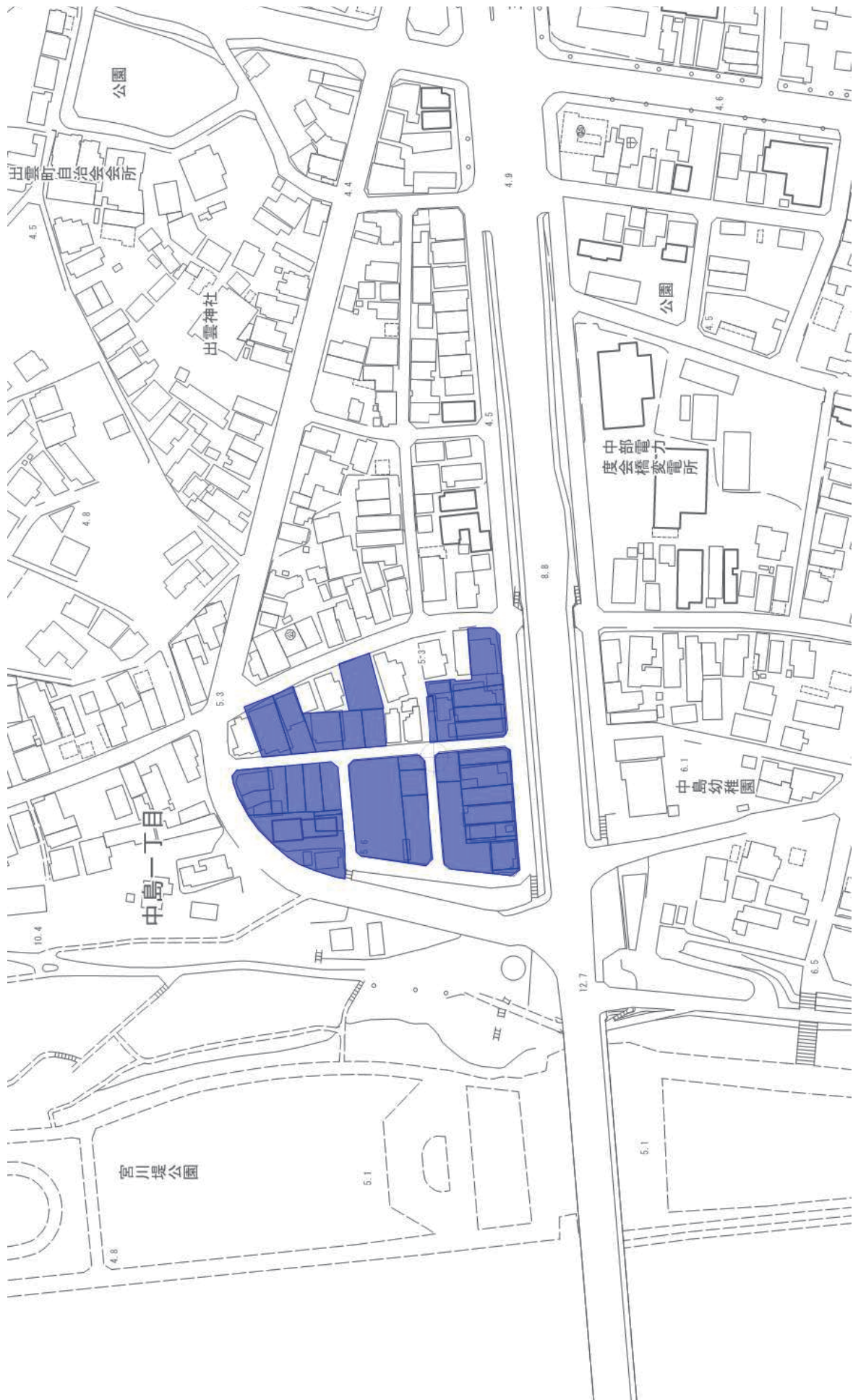
令和8年度 賦課対象区域



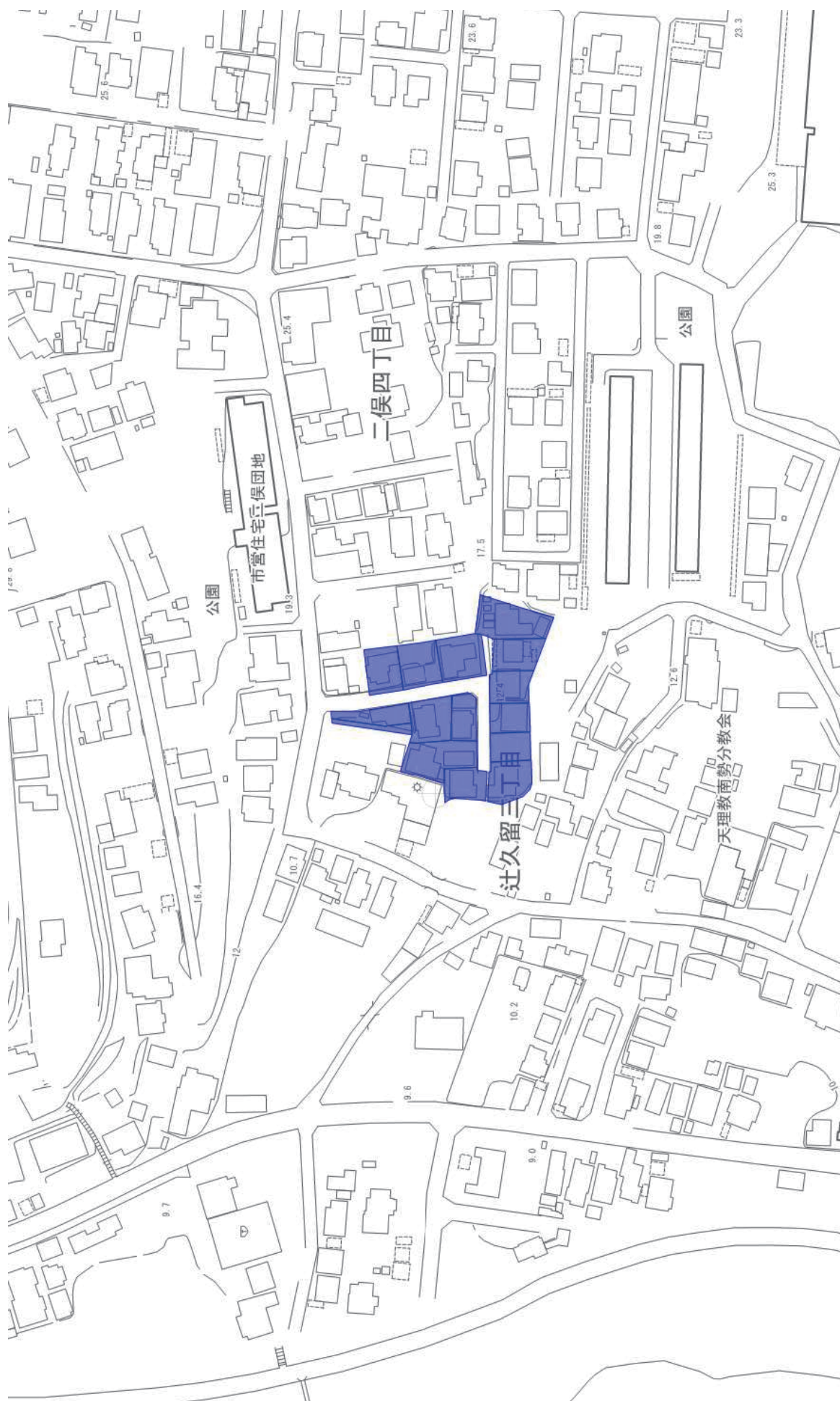
令和8年度 賦課対象区域



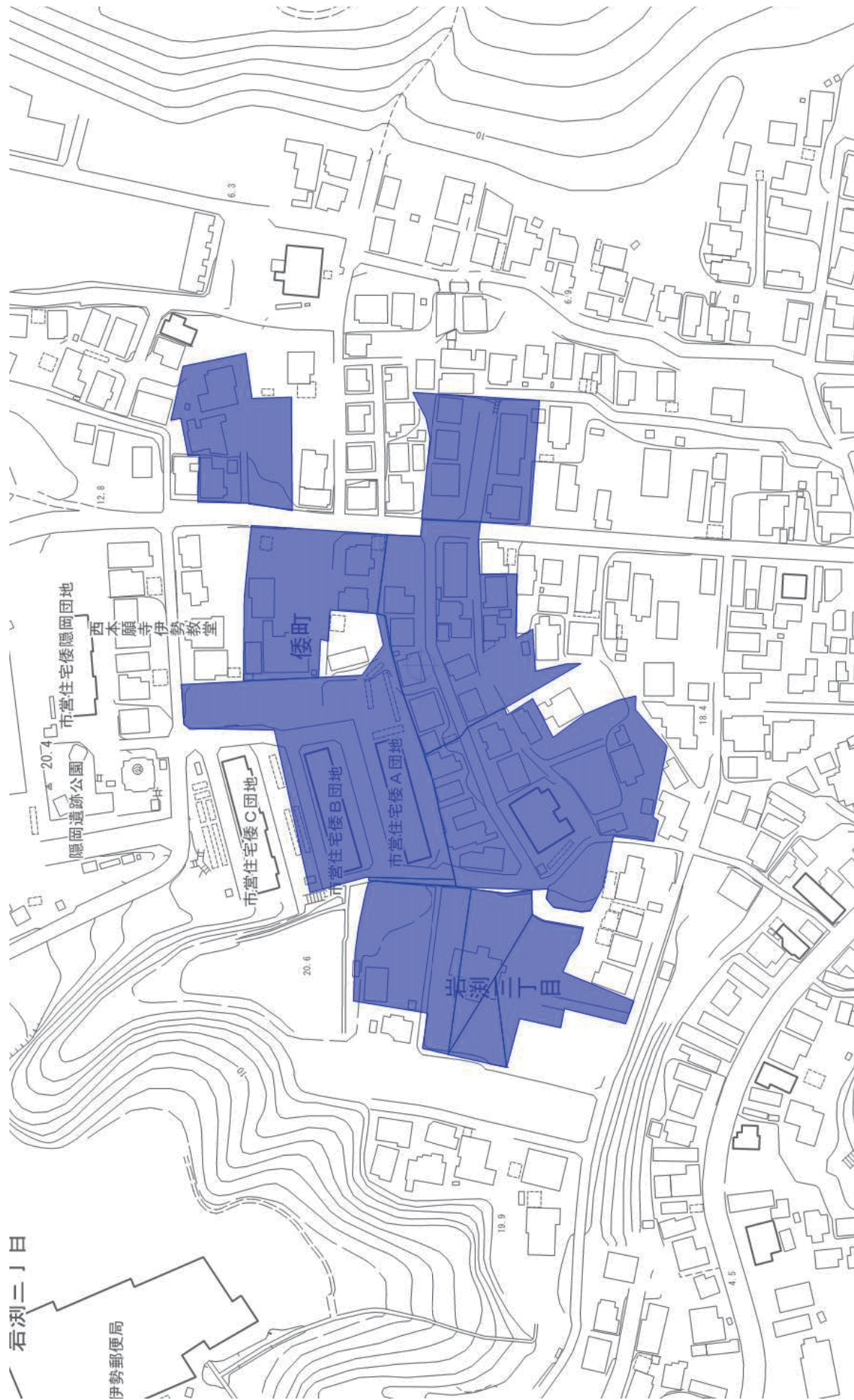
令和8年度 賦課対象区域



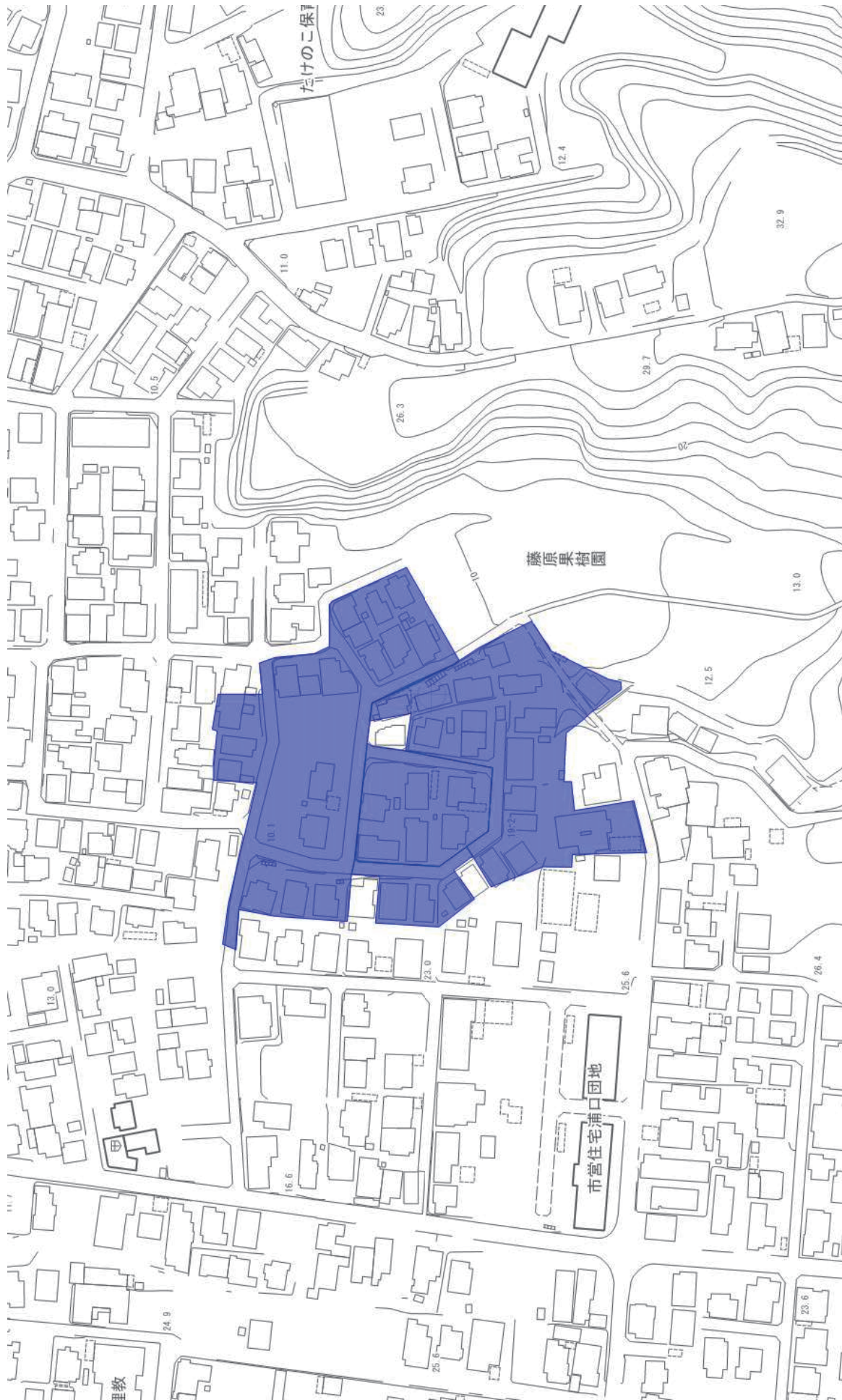
令和8年度 賦課対象区域



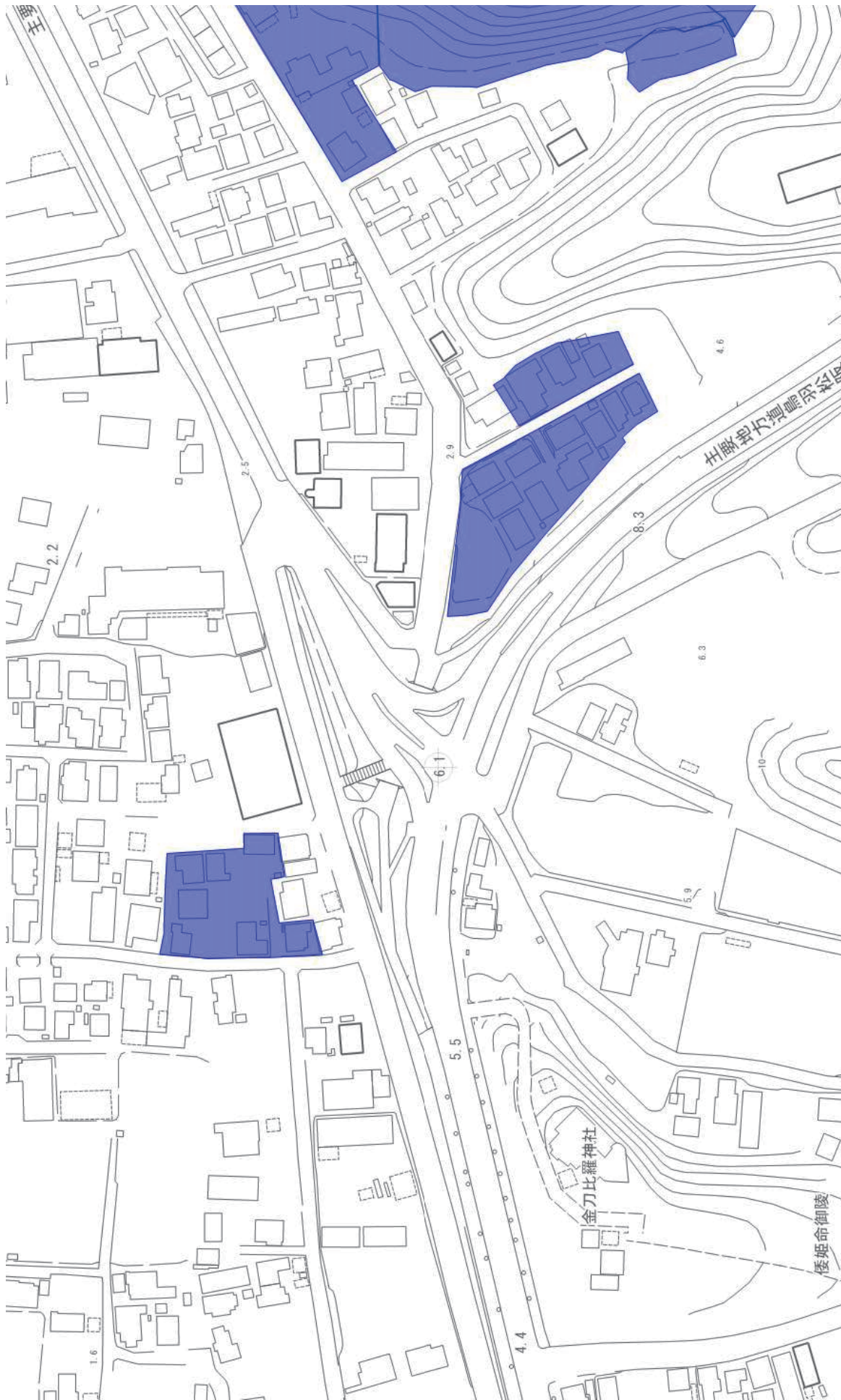
令和8年度 賦課対象区域



令和8年度 賦課対象区域

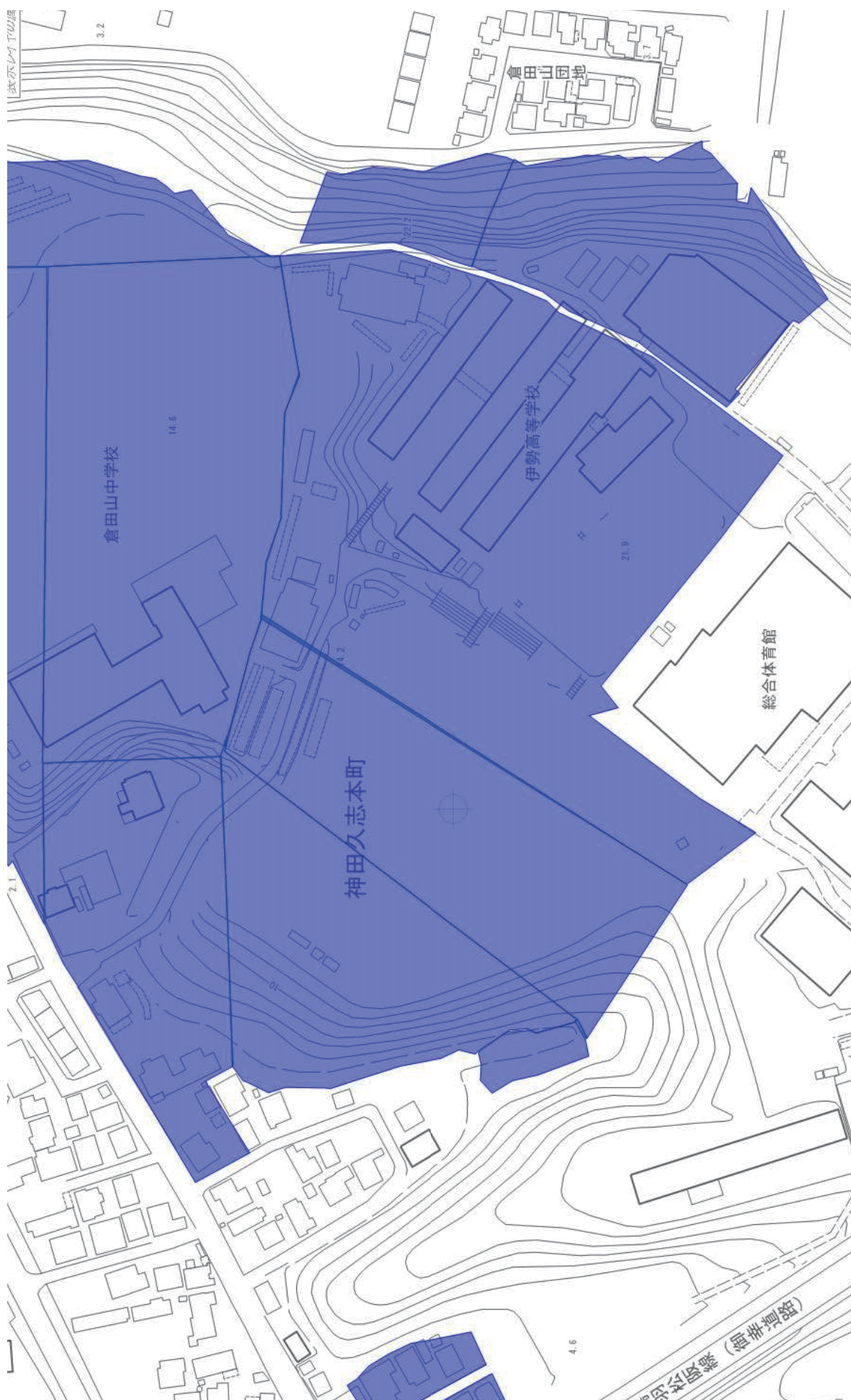


令和8年度 賦課対象区域



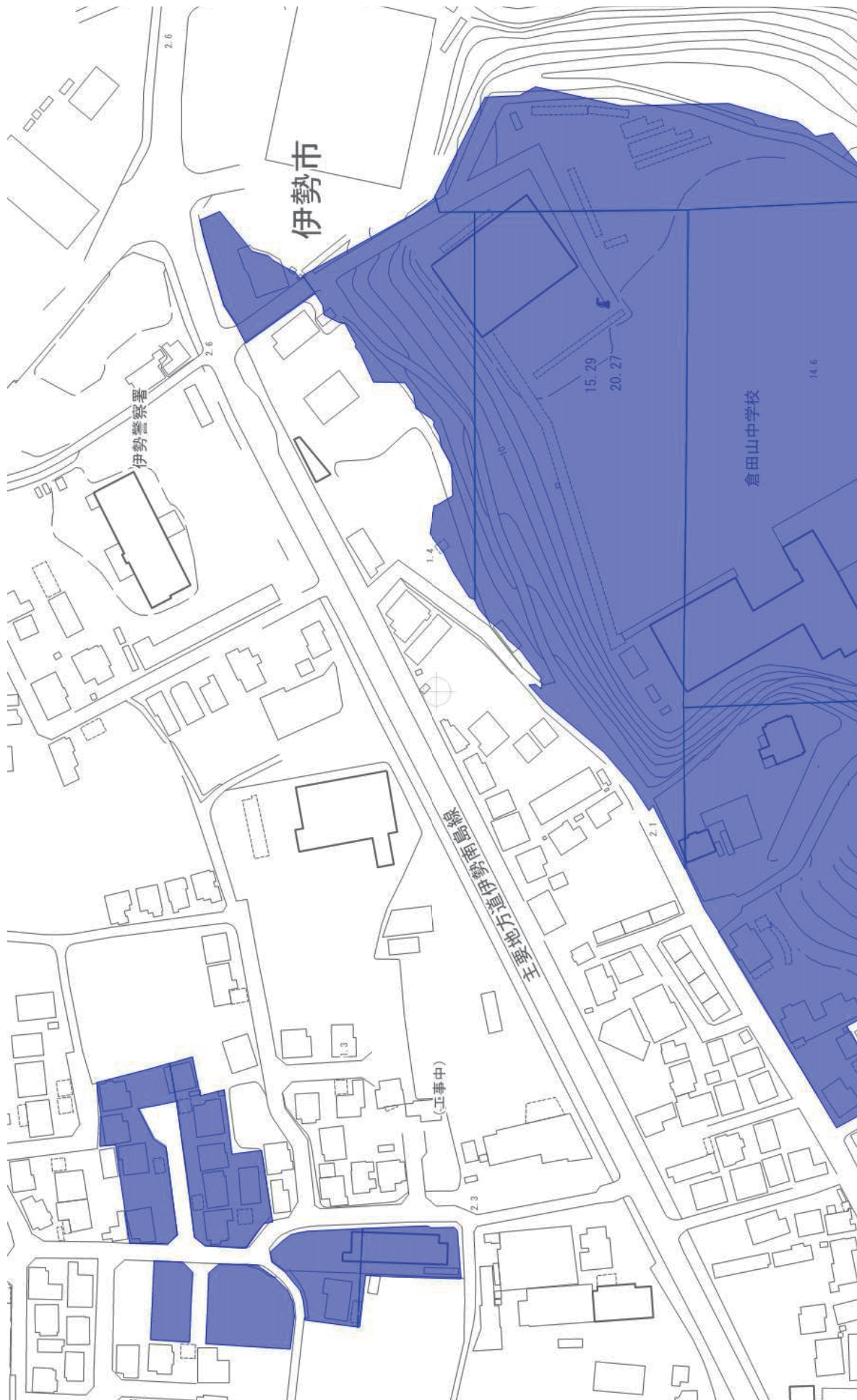
令和8年度 賦課対象区域





令和8年度 賦課対象区域





令和8年度 賦課対象区域



令和8年度 賦課対象区域